

# 事業概要

令和4年度

広島県東部厚生環境事務所

広島県東部保健所

# 目 次

I	概 況	1
1	管内の概況	2
2	管内図・市町別主要指標	3
3	行政組織・業務内容	
(1)	行政組織	5
(2)	沿革	6
4	常設の相談等の実施計画	7
5	管内の状況一覧	8
II	主要事業の概要	11
1	地域保健福祉対策	12
2	地域福祉活動対策	12
3	高齢者保健福祉対策	12
4	戦没者遺族等援護対策	13
5	災害対策	13
6	児童福祉対策	13
7	母子・父子 寡婦福祉対策	14
8	医療対策	14
9	健康づくり・栄養改善対策	14
10	たばこ対策	15
11	感染症対策	15
12	歯科保健対策	16
13	精神保健福祉対策	16
14	難病対策	18
15	母子保健対策	18
16	生活衛生対策	19
17	薬事対策	20
18	環境保全対策	20
III	人口動態等	23
1	人口の推移	24
2	人口の伸率	24
3	世帯数の推移	25
4	世帯数の伸率	25
5	人口動態総覧	26
6	選択死因死亡者数	27
7	主要死因の状況	27

8	悪性新生物の部位別状況（管内）	28
9	市町別出生者数・死亡者数の推移	29
10	人口動態統計	30
IV	事業の実施状況	31
	<b>1 地域保健福祉対策</b>	
(1)	保健福祉関係学生の実習受入れ状況	32
(2)	市町の職員に対する研修・指導の状況	32
(3)	圏域地域保健対策協議会の状況	33
(4)	医師臨床研修受入れ状況	33
	<b>2 高齢者保健福祉対策</b>	
(1)	介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	34
(2)	介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	35
(3)	実地指導等件数	35
	<b>3 身体障害者等福祉対策</b>	
	ろうあ者専門相談員の相談指導状況	36
	<b>4 児童・母子・父子・寡婦福祉対策</b>	
(1)	母子福祉資金の貸付状況	37
(2)	父子福祉資金の貸付状況	38
(3)	寡婦福祉資金の貸付状況	39
	<b>5 医療対策</b>	
(1)	病院・診療所の状況	40
(2)	立入検査及び使用許可件数	40
	<b>6 健康増進・栄養改善対策等</b>	
(1)	給食施設等の指導状況	41
(2)	健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示の相談・指導状況	42
(3)	健康増進事業実施状況	42
(4)	健康生活応援店の状況	43
(5)	食育推進圏域連絡会議開催状況	44
	<b>7 感染症対策</b>	
(1)	感染症発生状況	45
(2)	結核の状況	46
(3)	感染症発生に伴う指導状況	48
(4)	新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	49
(5)	エイズ相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査の状況	50
(6)	健康教育実施状況	50
(7)	肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況 及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況	51

## 8 歯科保健対策

- (1) 訪問指導等の状況 ..... 52
- (2) 相談事業の状況 ..... 52
- (3) 市町指導・支援の状況 ..... 52

## 9 精神保健福祉対策

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 ..... 53
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 ..... 53
- (3) 組織育成支援状況 ..... 53
- (4) 相談指導実施状況 ..... 54
- (5) 家庭訪問指導状況 ..... 55
- (6) 個別事例検討会 ..... 56
- (7) 普及啓発・人材養成実施状況 ..... 57

## 10 難病対策等

- (1) 特定医療費（指定難病）の承認状況 ..... 58
- (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況 ..... 71
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況 ..... 71
- (4) 長期療養児療育相談指導の実施状況 ..... 72
- (5) 相談事業の実施状況 ..... 72
- (6) 電話相談及び面接相談等の状況 ..... 73
- (7) 家庭訪問指導の状況 ..... 73
- (8) 患者・家族に対する学習会の実施状況 ..... 73
- (9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況 ..... 74
- (10) アレルギー疾患相談事業等実施状況 ..... 74
- (11) アスベスト相談状況 ..... 75
- (12) 森永ひ素ミルク患者対策 ..... 75

## 11 母子保健対策

- (1) 特定不妊治療費助成の申請状況 ..... 76
- (2) 不妊検査費等助成の申請状況 ..... 76
- (3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況 ..... 76

## 12 食品衛生対策

- (1) 施設数の状況 ..... 77
- (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況 ..... 79
- (3) 食品衛生監視指導状況 ..... 80
- (4) 食品収去検査状況 ..... 83
- (5) 集団食中毒発生状況 ..... 83

## 13 生活衛生対策等

- (1) 水道施設の監視状況 ..... 84
- (2) 狂犬病予防業務の状況 ..... 84

<b>14 薬事対策</b>		
(1)	薬事監視指導状況	85
(2)	毒劇物監視指導状況	86
(3)	麻薬・覚醒剤立入検査状況	87
(4)	医薬品収去検査状況	88
(5)	献血状況	88
(6)	温泉監視指導状況	88
<b>15 環境保全対策</b>		
(1)	公害関係特定施設の状況	89
(2)	土壌汚染対策の状況	89
(3)	フロン排出抑制法登録事業者登録状況	90
(4)	公害苦情事案の取扱状況	90
(5)	水質事故事案の取扱状況	90
(6)	大気汚染測定項目（常設）一覧表	91
	〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉	91
(7)	環境調査の実施状況	92
<b>16 廃棄物対策</b>		
(1)	一般廃棄物処理施設等立入検査状況	93
(2)	産業廃棄物処理業許可等の状況	94
(3)	自動車リサイクル法登録・許可状況	95
(4)	産業廃棄物処理施設設置状況等	95
(5)	産業廃棄物関係立入指導等状況	96
(6)	産業廃棄物に係る協議等	97
<b>V その他の資料</b>		99
1	管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧	100
2	管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	101

# I 概 況

# 1 管内の概況

## (1) 所管区域

当所は広島県東部に位置し、令和4年4月1日現在の管内区域は、三原市（平成17年3月22日三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町が新設合併）、尾道市（平成17年3月28日御調郡御調町、向島町が編入合併、平成18年1月10日因島市、豊田郡瀬戸田町が編入合併）、世羅郡世羅町（平成16年10月1日世羅郡甲山町、世羅町、世羅西町が新設合併）の2市1町となっている。

管内の総面積は1,034.76km<sup>2</sup>で、県総面積の約12.2%を占めている。また人口は、令和4年1月1日現在232,811人である。

地勢は、瀬戸内海沿岸部、島しょ部及び世羅台地を含む山間部とに大別される。沿岸部と島しょ部の一部は瀬戸内海国立公園に指定されている。

## (2) 気候

気候は、地域によって変化に富む。沿岸部及び島しょ部の瀬戸内海地域は平均気温が15℃前後と温暖で、年降水量が約1,100mmで県内でも雨量は少ない地域である。一方、内陸部は平均気温が12-13℃と比較的低く、年降水量は約1,300mmの地域である。

## (3) 産業

産業は、沿岸部では機械、造船、食品等の製造業が盛んである。尾道市の島しょ部は造船及び柑橘、野菜、花卉等の農業が盛んである。世羅町などの内陸部では米、野菜、果樹の栽培が盛んに行われ、食品加工や観光など第二次産業、第三次産業と連動した六次産業を目指している。

## (4) 交通

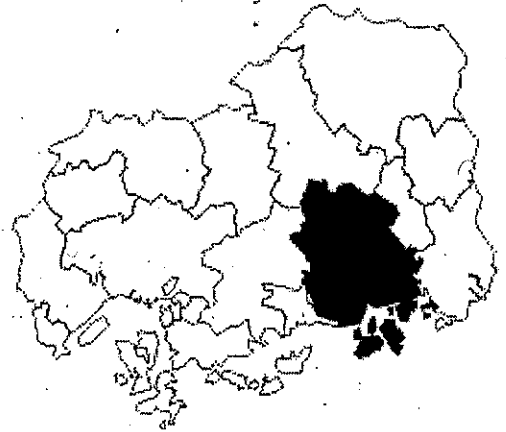
交通は、JR山陽新幹線、山陽本線、山陽自動車道、国道2号線が沿岸部の東西を貫き、国道184号線、県道三原東城線及び中国横断自動車道尾道松江線（通称中国やまなみ街道）が南北を結んでいる。また、島しょ部を西瀬戸自動車道（通称瀬戸内しまなみ海道）が南北に走り、中国地方と四国地方を結ぶ交通の結節点、交通・物流の拠点となっている。

一方、中国・四国地方の拠点空港として平成5年10月に開港した広島空港（三原市本郷町）には国内線5路線、国際線6路線が就航している。（令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で運休有り）

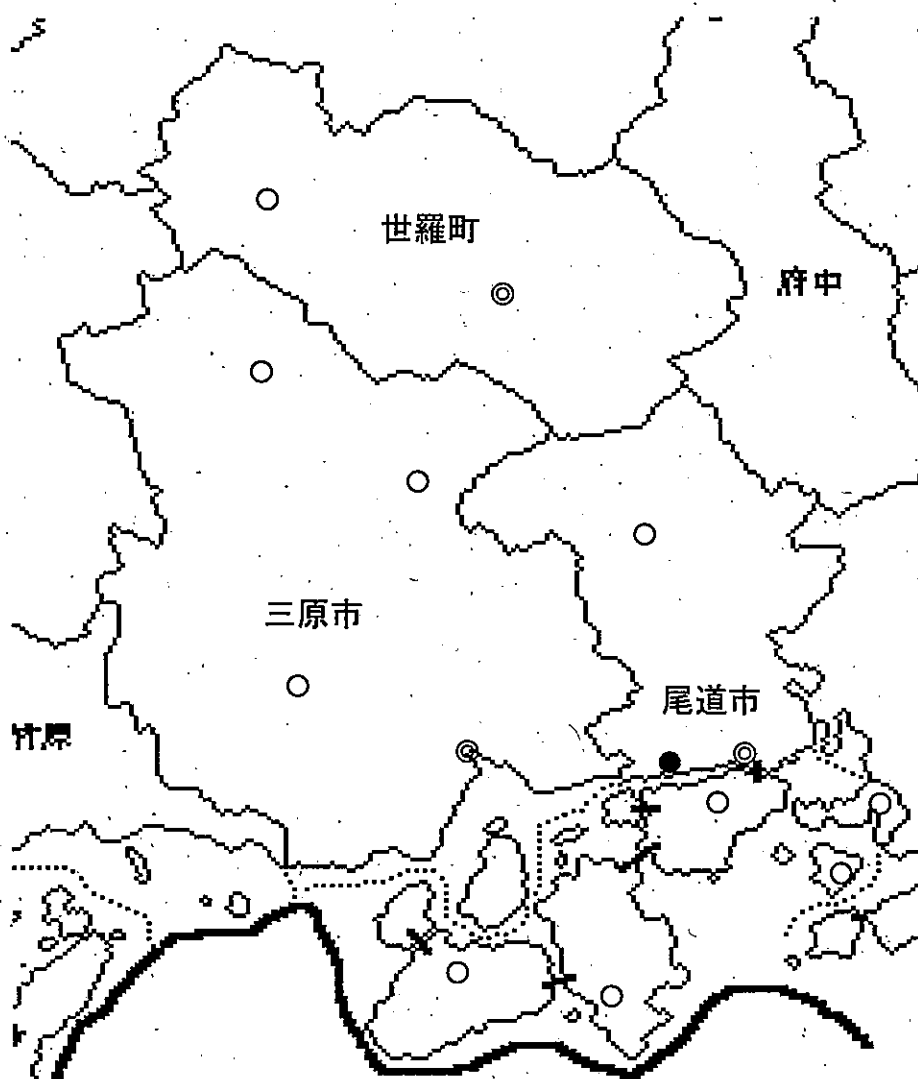
## (5) その他

高等教育機関として三原市には、県立広島大学の三原キャンパスに保健福祉学部が設置され、保健・医療・福祉の総合的な人材育成の拠点となっている。また、尾道市には、経済情報学部及び芸術文化学部を有する尾道市立大学が設置され、芸術文化の向上と産業の活性化に貢献できる人材養成等の拠点となっている。

## 2 管内図



凡 例	
市・町 役所	◎
市・町 支所	○
広島県東部厚生環境事務所	●





## 市町別主要指標

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
面積 (K m <sup>2</sup> )	1,034.76	471.51	285.11	278.14
世帯数	110,109	41,783	61,770	6,556
総人口	232,811	88,331	129,302	15,178
0～4歳	6,702 (2.9)	2,560 (2.9)	3,727 (2.9)	415 (2.7)
5～9歳	8,936 (3.8)	3,520 (4.0)	4,867 (3.8)	549 (3.6)
10～14歳	9,827 (4.2)	3,840 (4.3)	5,395 (4.2)	592 (3.9)
15～19歳	10,055 (4.3)	3,902 (4.4)	5,517 (4.3)	636 (4.2)
20～24歳	9,146 (3.9)	3,569 (4.0)	5,131 (4.0)	446 (2.9)
25～29歳	7,972 (3.4)	3,045 (3.4)	4,498 (3.5)	429 (2.8)
30～34歳	9,002 (3.9)	3,436 (3.9)	5,080 (3.9)	486 (3.2)
35～39歳	11,278 (4.8)	4,241 (4.8)	6,366 (4.9)	671 (4.4)
40～44歳	12,852 (5.5)	4,942 (5.6)	7,126 (5.5)	784 (5.2)
45～49歳	16,267 (7.0)	6,401 (7.2)	8,948 (6.9)	918 (6.0)
50～54歳	15,098 (6.5)	5,824 (6.6)	8,486 (6.6)	788 (5.2)
55～59歳	13,303 (5.7)	5,175 (5.9)	7,292 (5.6)	836 (5.5)
60～64歳	15,347 (6.6)	5,651 (6.4)	8,533 (6.6)	1,163 (7.7)
65～69歳	17,497 (7.5)	6,670 (7.6)	9,536 (7.4)	1,291 (8.5)
70～74歳	22,263 (9.6)	8,340 (9.4)	12,337 (9.5)	1,586 (10.4)
75～79歳	15,945 (6.8)	5,772 (6.5)	9,199 (7.1)	974 (6.4)
80歳以上	31,321 (13.5)	11,443 (13.0)	17,264 (13.4)	2,614 (17.2)
人口密度	225.0	187.3	453.5	54.6
高齢化率	37.4%	36.5%	37.4%	42.6%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面積…「令和4年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

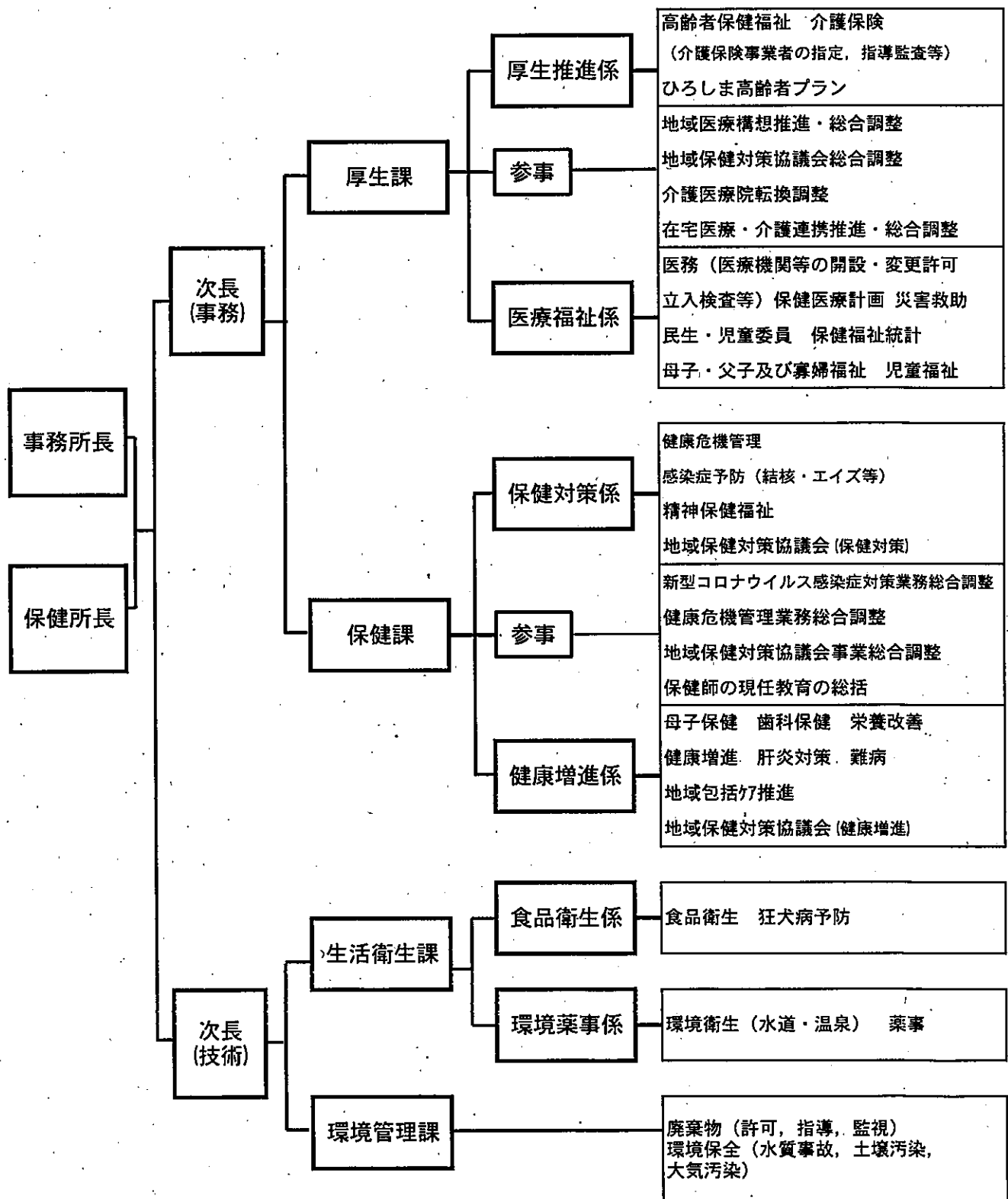
(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和4年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段( )は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口/面積

### 3 行政組織・業務内容

#### (1) 行政組織 (R4.4.1現在)



(2) 沿 革

旧尾道福祉事務所	旧三原保健所	旧尾道保健所
	S17.1 三原市宮沖町107に三原保健所を設置, 1市5町45村を管轄	S19.4 県立尾道診療院を主体に県立尾道相談所を合併し, 尾道市久保町108-2に尾道保健所を設置 尾道市及び御調郡・沼隈郡の1市4町24村を管轄
	S19.10 三原簡易保健健康相談所を三原保健所に統合	S19.10 簡易保健健康相談所を合併吸収 管轄区域の変更により御調郡の7村を編入沼隈郡の4村が福山保健所の管轄となる
	S24.11 医務課, 予防課の課制施行	
S26.10 御調, 世羅, 豊田地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	S26.7 医務課を総務課に名称変更	S26.5 午前1時頃不慮の火災により庁舎が全焼 尾道市栗原町51-46において業務を行う
	S28.5 公衆衛生課を設置	
S31.5 尾道, 豊田地方事務所にそれぞれ福祉課を設置	S36.1 三原市糸崎町日松山1822-1に犬焼却場を設置	S26.6 尾道市三軒家町に仮保健所を開設
	S36.9 改築工事のため三原市宮沖町三丁目に仮庁舎を設置	S27.8 尾道市久保町108-2(旧庁舎跡)に新庁舎竣工, 移転
S39.4 尾道市栗原西一丁目に尾道福祉事務所を設置, 3市9町を管轄 社会課, 保護課, 児童家庭課の課制施行	S37.5 三原市宮沖町107に, 新庁舎竣工, 移転	S36.10 因島市に尾道保健所因島駐在所を設置 S38.4 因島保健所が設置され, 管轄区域の因島市が因島保健所の管轄になる
S45.4 御調郡向東町が尾道市へ合併, 3市8町を管轄	S42.4 公衆衛生課を環境衛生課に名称変更	S39.4 管轄区域の変更により沼隈郡内海町, 松永市が福山保健所の管轄になる
S48.4 児童家庭課を福祉課に課名称変更	S48.4 公害課, 試験検査課を設置	S48.4 試験検査室を設置 環境衛生課に公害係を設置
S51.4 尾道市東御所町11-20(元尾道労政事務所)に移転 福祉課を指導課に, 保護課を福祉課に課名変更	S53.4 甲山保健所を統合, 1市6町を管轄 予防課の係制を廃止, 保健指導課を設置	S54.6 尾道市古浜町26-12に尾道合同庁舎竣工 尾道市東久保町7-28の旧庁舎から合同庁舎に移転する
S54.6 尾道市古浜町26-12に広島県尾道合同庁舎竣工, 移転	S53.6 三原市円一町1834-65に広島県三原合同庁舎竣工, 移転	S60.6 因島保健所が廃止され, 因島市が管轄区域に編入 尾道市, 因島市, 御調町, 向島町の2市2町を管轄
	S55.3 動物愛護センターの新設により犬焼却場を廃止	

平成5年4月1日, 県福祉事務所と県保健所を統合





- H 5. 4. 1 (福祉保健センター)  
尾道福祉事務所、三原保健所、尾道保健所を統合し、三原合同庁舎に三原総合福祉保健センター(三原福祉保健センター・三原保健所)を設置、3市8町を管轄  
また、尾道合同庁舎に尾道地域総合福祉保健センター(尾道地域福祉保健センター・三原保健所尾道支所)を設置、2市2町を管轄
- H 8. 12. 2 三原市円一町2丁目4-1に住所変更(三原市の住居表示の実施による)
- H 9. 4. 1 老人保健福祉推進室を保健福祉推進室に改組
- (地域事務所厚生環境局)
- H13. 4. 1 地方機関の再編整備により、三原福祉保健センターは尾三地域事務所厚生環境局に、三原保健所は尾三地域保健所に改組  
また尾道地域福祉保健センターは厚生環境局尾道分室に、三原保健所尾道支所は尾三地域保健所尾道分室に改組
- H14. 4. 1 厚生環境局尾道分室は尾三地域事務所厚生環境局に、尾三地域保健所尾道分室は尾三地域保健所に統合
- H16. 10. 1 世羅郡3町(甲山町、世羅町、世羅西町)が合併し、世羅町が新設される
- H17. 3. 22 三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町が合併し、三原市が新設される
- H17. 3. 28 御調郡御調町、御調郡向島町が尾道市へ合併、管内は3市2町となる
- H18. 1. 10 因島市、豊田郡瀬戸田町が尾道市へ合併、管内は2市1町となる
- H21. 4. 1 (厚生環境事務所)  
地方機関の再整備により、尾三地域事務所厚生環境局・尾三地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所・東部保健所に改組(福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所に改組)

#### 4 常設の相談等の実施計画

##### 健康相談日

(令和4年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
感 染 症 対 策	肝炎ウイルス検査及び相談 HIV抗原抗体検査・梅毒検査及 び相談	第3木曜日	9:30~10:45 13:00~15:00	東部保健所相談室 及び診察処置室	予約制
精 神 保 健 福 祉	精神保健福祉相談	第3水曜日	13:30~15:30	次のいずれかの場所で開催 ・尾道庁舎(東部保健所) ・東部建設事務所三原支所 ・世羅保健福祉センター	予約制
健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第3火曜日	13:30~15:30	東部保健所指導室	予約制

# 5 管内の状況一覧

(令和4年3月31日現在)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町	府中市	神石高原町	備 考
(※)保 育 所 公 立	-						
(※) 私 立	-						
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-						
(※)児 童 館	-						
(※)児 童 遊 園	-						
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-						
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	17	5	7	1	3	1	令和4年5月23日現在
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	394	117	175	24	64	14	令和4年4月1日現在
介 護 医 療 院	5	3	1		1		
病 院	23	11	11	1			
病 院 病 床 数	4,084	2,085	1,844	155			
一 般 診 療 所	208	70	128	10			
歯 科 診 療 所	125	52	68	5			
歯 科 技 工 所 数	39	15	23	1			
助 産 所	7	5	1	1			
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	162	49	105	8		
	柔道整復師法関係	65	24	37	4		
出張のみの業務の届出数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係)	26	9	16	1			
衛 生 検 査 所	1		1				
給 食 施 設 数	196	68	112	16			
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	2,977	963	1,712	302			
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	440	159	262	19			
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	141	43	87	11			
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	246	83	145	18			
犬 の 登 録 頭 数	-						
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-						
(※)上 水 道 事 業	2			1	1		
簡 易 水 道 事 業	1					1	
(※)専 用 水 道	-						
薬 局 (既 存 薬 局 を 含 む。)	162	53	103	6			
店 舗 販 売 業	55	20	30	5			
卸 売 販 売 業	30	11	18	1			
既 存 薬 種 商 等	-						
特 例 販 売 業	-						
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業	148	63	80	5			
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	660	271	336	53			
麻 薬 取 扱 者	683	225	427	31			

(※) 温泉利用施設	-					
ばい煙発生施設	465	230	188	47		
ばい煙関係特定施設	164	92	65	7		
揮発性有機化合物排出施設	20	5	14	1		
一般粉じん発生施設	156	53	43	60		
特定粉じん発生施設	-					
粉じん関係特定施設	320	155	119	46		
水銀排出施設	13	2	9	2		
ダイオキシン関係特定施設	37	17	15	5		
水質汚濁関係特定事業場	1,043	346	585	112		
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	33	14	16	3		
汚水等関係特定事業場	153	56	83	14		
汚染土壌処理業	-					
(※) ごみ処理施設 焼却施設	-					
(※) RDF施設	-					
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-					
(※) 一般廃棄物最終処分場	-					
(※) し尿処理施設	-					
産業廃棄物収集運搬業	397	167	192	38		特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	-					
産業廃棄物処分業	58	21	29	8		特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	-					
中間処理施設	100	31	57	12		
最終処分場	15	9	5	1		
PCB廃棄物保管事業所	70	31	35	4		
産業廃棄物事業場外保管届	-					
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	93	36	47	10		
自動車リサイクル引取業者	36	10	19	7		
フロン類 回収業者	18	5	9	4		
解体業者	10	3	3	4		
破砕業者	4	1	3			

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。



## Ⅱ 主要事業の概要



## 1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健及び地域福祉に係る広域的・専門的・技術的拠点として、市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健福祉対策を推進する。

### (1) 情報収集管理

管内市町及び関係機関と保健・福祉情報の共有化を推進するため、必要な情報の収集を行うとともに適切な情報の提供に努める。

### (2) 人材育成と資質の向上

ア 地域保健福祉に関わる関係者に対して、機能強化のための研修等を企画・実施し、その資質の向上と活動の充実強化を図るよう支援する。

イ 少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスへの需要が拡大している。このような状況に対応するため、医師・歯科医師の臨床研修の実施や保健福祉関係大学の学生を受け入れ、時代に即応した知識・技術が習得できるよう効果的な実習指導を行い、人材の育成を支援する。

### (3) 地域保健対策協議会活動

尾三二次保健医療圏域の健康の保持、増進に寄与することを目的として、管内の市町、保健・医療・福祉団体、主要な医療機関等によって、「尾三地域保健対策協議会」が組織されている。

当協議会では、保健医療計画推進事業、健康ひろしま 21 計画推進事業、精神保健福祉対策、感染症対策等に係る調査、協議及び事業を実施しており、平成 29 年度に第 7 次保健医療計画及び第 7 期高齢者プランの策定、地域包括ケアシステムの構築支援、健康ひろしま 21 計画の中間見直しなどを行い、平成 30 年度から新たな計画を推進している。

管内の保健・医療・福祉水準の向上を図るためにも、引き続き、当協議会の運営円滑化や事業実施を支援する。

## 2 地域福祉活動対策

管内の民生委員・児童委員は 856 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）であり、それぞれの地域で行政機関等と連携しながら、住民の福祉の増進、子どもに関する相談・支援など多岐にわたる活動を行っている。

## 3 高齢者保健福祉対策

令和 4 年 1 月 1 日現在の管内の高齢者数は 87,026 人で、高齢化率は 37.4% となっており、県平均（30.0%）を大幅に上回っている。

また、管内の後期高齢化率は 20.3%、85 歳以上人口比率は 7.8% となっており、いずれも県平均（後期：16.0%、85 歳以上：5.4%）を上回っており、今後も令和 22 年まで上昇が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 3 月に策定した「第 8 期ひろしま高齢者プラン」に基

づき、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの質の向上及び介護サービスの質の確保・向上を図る。

#### (1) 地域包括ケアシステムの質の向上

各市町の協議体における実態調査分析や収集したデータを活用した課題検討等の活動に対して、時宜を得た必要な助言を行うなど戦略的な支援を行う。

また、現行の地域包括ケアシステムの基盤を活用し、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など各制度の枠を超えた包括的な相談支援体制の構築に努め、住み慣れた地域で互いに支え合う共生のまちづくりの進展に取り組む。

#### (2) 介護サービスの質の確保・向上

保険者である市町と連携し、介護サービス事業者が人員・設備・運営等の基準や報酬算定を十分に理解し、適正なサービスを提供できるよう、実地指導等を通じて効果的かつ適切な指導監督を実施する。

また、指導監督にあたっては、非常災害対策計画や物資備蓄状況、感染症に備えた体制整備の確認など災害・感染症対策の推進に合わせて取り組む。

介護保険指定事業所・施設の管内（注1）指定状況（R4.4.1）

施設区分	指定件数
① 指定居宅サービス事業所	394 (216)
② 介護医療院	5
③ 介護療養型医療施設	4

（注1）三原市、尾道市、世羅町、府中市、神石高原町

（注2）注）①の（ ）は介護予防事業所で外数

#### 4 戦没者遺族等援護対策

市町等が行う戦没者追悼式等に出席し哀悼の意を表する。

#### 5 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査する。さらに、災害救助法が適用された場合は、市町長の災害救助活動及び防疫活動等を支援する。

#### 6 児童福祉対策

児童を将来の社会の担い手として、健全に育成することは重要な課題であるため、子育てを支援する環境づくりを促進し、児童福祉思想の普及啓発に努めるとともに各種の施策を推進する。

## 7 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付を行っている。

令和3年度の新規貸付は14件7,646千円で、主なものとしては、修学資金、就学支度資金となっている。

## 8 医療対策

### (1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主に病院・有床診療所を対象に医療法第25条第1項による立入検査を実施し、医療従事者の確保、構造設備、医療の安全管理等について必要な指導を行う。

### (2) 救急医療対策

休日夜間救急診療所及び在宅当番医制により、地域住民のための初期救急医療が確保されるとともに、病院群輪番制により、休日又は夜間の重症救急患者を対象とした二次救急医療体制が整備されている。

また、三次救急医療を必要とする救急患者に対応するため、厚生連尾道総合病院に地域救命救急センターが整備されている。

小児救急医療体制については、初期救急医療は尾道地区及び三原地区にそれぞれ1施設ずつ、二次救急医療は24時間365日体制の拠点病院が尾道地区に1施設整備されている。

### (3) 地域保健医療計画等の推進

平成30年3月に、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の対策や、地域医療構想の取組を定めた地域保健医療計画を策定した。

令和4年度も引き続き、進捗状況の把握を行うとともに、課題解決に向けた今後の取組を検討していく。

なお、平成28年3月に策定した広島県地域医療構想について、地域医療構想調整会議等による関係者の協議を促進し、将来のあるべき医療・介護提供体制の実現に向けた意見集約、合意形成に努めている。平成30年度からは、地域医療構想調整会議病院部会において、各医療機関が担う医療機能の役割分担について集中的な検討を促進している。

## 9 健康づくり・栄養改善対策

### (1) 健康ひろしま21圏域推進事業

平成30年3月に中間見直しをした「健康ひろしま21圏域計画（第2次）」の推進に向け、「健康ひろしま21計画委員会」において、保健・医療・職域等の関係機関が連携

し、住民の主体的な健康づくりを支援する体制整備に努める。

また、市町において策定された健康増進計画の推進及び評価のための支援を行う。

令和3年度からは、「フレイル予防ワーキング会議」を設置し、圏域におけるフレイル予防の推進を支援している。令和4年度は、フレイル予防に関する研修会を開催する。

#### (2) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患は増加傾向にあり、治療等についても膨大な情報が氾濫し、正しい情報の取捨選択が困難となっている。そのため、生活を中心とした相談事業を継続的に実施し、子育て支援及び健やかな生活を支援する。

#### (3) 食育推進対策

食育の普及啓発や推進体制の整備などを図るとともに、食育推進圏域連絡会議を開催することにより、情報共有などを行う。また、市町食育推進計画の推進のための支援を行う。

#### (4) 栄養改善対策

特定給食施設等における栄養管理状況等を把握し、適正な栄養管理及び給食を通じた望ましい食生活・食習慣の定着を図る取組が推進されるよう指導・助言を行う。

食品の栄養成分表示及び誇大表示の禁止等について、食品関連事業者等に対し、関係部署と緊密に連携を図りながら、助言・指導を行う。

また、消費者への栄養成分表示の周知啓発により、県民が栄養成分表示を活用し、健康づくりに役立てることができるよう支援を行う。

市町栄養士等と情報共有を図り、市町における栄養改善業務が効果的に展開されるよう当該栄養士等に対し必要な指導・助言等を行う。

### 10 たばこ対策

改正健康増進法の施行を受け、望まない受動喫煙が生じないように、普及啓発に努める。

また「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」には、庁舎内でのポスター・懸垂幕の掲示、庁内放送等による啓発を行う。

### 11 感染症対策

#### (1) 危機管理

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染の防止に努める。

#### (2) 感染症発生動向調査

1類感染症から5類感染症のすべての疾病を対象に感染症の発生状況及び流行実態の早期把握を図り、週単位(一部月単位)での情報収集と還元情報の提供を行う。

#### (3) 結核予防対策

結核患者に対し、関係機関との連携のもとに確実な治療を支援する。また、接触者健

診により、感染・発病の早期発見・予防に努める。

(4) 性感染症（エイズ）予防対策

来所及び電話による相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査を実施し、住民に対する正しい知識の普及啓発に努める。

・HIV 抗原抗体検査・梅毒検査 毎月第3木曜日 9:30～14:15 2階診察・処置室

(5) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大を可能な限り抑制するとともに、地区医師会や関係医療機関等と連携し、適切な医療提供体制の構築に努める。

(6) 肝炎対策

来所及び電話による肝炎に係る相談及び肝炎ウイルス検査を実施し、正しい知識の普及に努める。

肝炎ウイルス陽性者については、市町や医療機関等との連携し精密検査の早期受診勧奨を行うとともに、治療終了者については、「肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨を行い、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

また、肝炎ウイルス治療に係る経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図るため、一定の条件を満たしたものに対し医療費の一部を助成する。

(7) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症発生時の迅速な積極的疫学調査の実施、陽性患者の療養に向け、県担当課や医療機関等と連携し、適切な医療（療養）提供体制の構築に努める。

陽性者と同様に、濃厚接触者と接触者等の健康観察等のフォローアップ、有症時の受診調整、検査体制の強化により、感染拡大防止と感染・発病の早期発見に努める。

医療機関、高齢者施設、学校、社会福祉施設、事業所等クラスター発生時に、関係機関及び県クラスター対応班と連携し、早期介入による感染拡大防止を図る。同時に平時からの感染対策に関する体制整備を図る。

## 12 歯科保健対策

「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」や、「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、歯科保健に関する普及啓発等に努めるとともに、管内歯科保健統計をまとめ市町等へ情報提供を行う。

また、地域における歯科保健事業を効果的に展開するため、各市町歯科衛生連絡協議会の円滑な運営や事業の実施を支援する。

## 13 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

ア 適正な医療及び保護の確保

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」）に基づく入院

措置の実施等を行い、迅速かつ適切な医療の提供に努める。

「精神科病院実地指導」、「精神科病院入院者病状審査」及び「精神科病院入院状況調査」により、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

また、障害者総合支援法に係る自立支援医療（精神通院医療）の質の確保及び実施の適正化を図るため、指定自立支援医療機関（精神科通院医療）への立入検査を行う。

#### イ 危機管理体制

精神疾患により速やかな医療が必要な者に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、土日・祝日において地域輪番制による「精神保健福祉措置診察の医師の確保事業」を実施し、医師確保体制の整備を図る。

また、精神保健福祉に係る緊急事案に関係する医療・行政・警察・消防等の関係者の連携を強化し、円滑な業務推進を行うため、「精神保健福祉緊急対応連絡会議」を開催し、精神保健に係る緊急対応の円滑な推進を図る。

### (2) 精神保健対策の推進

#### ア 精神保健活動事業

精神科医師による精神保健相談や保健師による面接、電話相談及び家庭訪問指導を実施するとともに、関係者や関係機関と連携を図り、精神障害者が安心して地域生活を送れるように支援する。

#### イ ひきこもり等対策事業

ひきこもりに関する個別相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、当事者や家族への支援を行う。

ひきこもりの家族を対象に「ひきこもり家族のつどい」を開催し、家族同士の交流を図ると共に、家族としての対応を学ぶ場とする。また、支援関係者も含めて対応や支援方法を学ぶために研修会を開催する。

#### ウ アルコール健康障害対策推進事業

アルコール健康障害に関する相談に応じるとともに、必要に応じて断酒会等と連携し、当事者及び家族の支援を行う。

#### エ 精神障害者地域生活支援事業

##### (ア) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

精神障害者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、包括的なケアの体制に向けて市町、医療機関、相談支援事業所等の関係者を集め、「尾三圏域精神障害者地域生活支援推進協議会」を開催し、尾三圏域の現状・課題を共有し方策を検討する。

また、尾三地域保健対策協議会「精神保健福祉対策検討委員会」や「精神保健福祉研修会」を開催し、精神障害者を含むすべての住民が地域で安心して生活ができ、心の健康が保持できる地域環境づくりや医療連携体制の構築を図る。

##### (イ) ピアサポーター派遣事業

長期入院患者等が安心して地域生活を送ることができるよう、関係者と協力してピ

アサポーター派遣事業を行う。

(ウ) 措置入院者等の退院後支援ガイドラインに基づく支援

入院した精神障害者のうち、保健所が中心となって退院後支援を行う必要があると認められた者について、退院後地域で安心して生活ができるよう、多職種・多機関が連携し、包括的支援を提供するため、「精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に沿った支援を実施する。

オ 自殺対策事業

(ア) 「地域医療連携ワーキング会議」や「地域医療連携研修会」を開催し、保健医療福祉等関係者の自殺対策への意識や対応力の向上と、地域特性に即した自殺予防・自殺未遂者支援等に向けた地域医療連携、地域支援体制の推進を図る。

(イ) うつ・自殺対策に関する情報及び相談機関を掲載したリーフレットの配布や展示等により、関係者・地域住民等へ普及啓発する。

カ 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき関係機関と連携を図りながら処遇の実施を検討し、ケア会議の参加、関係機関との連携等を行う。

キ 市町支援

精神障害者の支援が円滑にできるよう、危機介入を要する事例や困難事例に対して必要な支援を行う。

## 14 難病対策

難病患者、家族を対象に医療、保健、福祉、教育等に関する相談事業等を実施し、不安の解消、医療・福祉の向上等を図るとともに、難病患者の会が行う主体的な活動に対して、適切な情報提供、助言等の側面支援を行う。

なお、状況に応じ難病患者の在宅療養を支援するため、地域支援事業により関係者が会議等開催し共通認識を図る。

また、治療が極めて困難で、医療費が高額となる指定難病等及び小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図る。

(令和4年3月31日現在の管内の特定疾患承認者数5人、特定医療費(指定難病)承認者数2,204人、小児慢性特定疾病承認者数213人)

## 15 母子保健対策

(1) 地域の母子保健対策の推進

「管内母子保健担当者会議」を開催し、保健所と市町が地域の母子保健対策等について共通認識を図り、母子保健・子育て支援の総合的な推進に努める。

(2) 不妊治療支援事業

ア 特定不妊治療への助成

令和4年度から保険適用となった体外受精や顕微授精などの特定不妊治療に併せて行われる先進的な医療等の治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

イ 不妊検査・一般不妊治療への助成

不妊を心配する夫婦に対して、適切な治療の早期開始に結び付けるため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の不妊検査・一般不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(3) 心身障害児対策

先天性代謝異常等要精密検査児に対し、保護者の不安の軽減を図り、早期受診・早期治療に繋げるとともに、市町と連携し健やかな成長を育むための支援に努める。

## 16 生活衛生対策

### (1) 食品衛生対策

「衛生管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」、「危機管理」、「人材育成」の5つの体系ごとに施策が整理され、具体的な推進目標を掲げた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」及び食品衛生法に基づき策定された令和2年度広島県食品衛生監視指導計画等より、次の事項を重点的に実施し、食品の安全・安心の確保に努める。

ア 食中毒等食品事故発生リスクの高い施設(大量調理施設、広域流通食品製造施設、かき処理施設等)に対する重点的、効果的な監視指導

イ 管内で製造・加工された食品及び流通している食品や農産物等の収去検査

ウ 食品関係事業者や消費者に対する食中毒防止や食品表示講習会等による普及啓発の推進

エ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の周知及び自主衛生管理の普及推進

### (2) 生活衛生対策

生活衛生営業施設に係る許認可及び監視業務に係る権限については、管内市町への移譲を完了しているが、「生活衛生事務調整会議」の開催を通じて公衆衛生の確保に係る連携を継続し、当該業務の関係機関における円滑な運用を図る。

### (3) 水道対策

快適で安心できる県民生活の実現に資するため、濁水等の自然災害に強く持続可能な水道施設の整備を指導する。特に地震に対しての耐震性能を備えた施設の計画的な整備を促す。

また、水道水の安全を確保するため、水道施設の立入検査を実施し、クリプトスポリジウム等の対策等について監視指導するとともに、河川等の水源及び水道施設への有害物の流入など水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図る。

### (4) 狂犬病予防対策

狂犬病発生時に、その拡大とまん延の防止に不可欠な犬の登録の徹底及び予防注射接種率の向上のため、管内市町における犬の登録及び注射の状況を把握するとともに、市町、地区獣医師会等との連絡会議を通じて連携を強化する。



## 17 薬事対策

### (1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、不良・不正医薬品の排除及び医薬品等の適正な管理を図るため、薬局・医薬品等販売施設への立入検査及び医薬品の収去検査を実施する。

また、広島県の医薬分業は、かなりの進展をみているが、患者の服薬管理が適正となっているとは言い難い。包括医療の一環としても患者が「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」を選べるように各薬局が「健康サポート薬局」となるよう推進する。

### (2) 毒物劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に立入検査し、保管管理等取扱い、譲渡手続等について監視指導を実施する。

### (3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策

医療機関、薬局等に対し、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の保管、管理、記録等について監視指導を実施する。

また、けしの不正栽培等の監視指導を実施する。

### (4) 献血対策

医療が必要とする安全性の高い血液を確保するため、400ml 献血、成分献血の推進を図るとともに、管内市町の献血組織の育成及び積極的な広報活動を展開し、献血思想の普及に努める。

### (5) 薬物乱用防止対策

近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用は、若年層に浸透する等大きな社会問題となっている。このため、「広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会」等の関係団体、関係機関と連携を図り、街頭キャンペーンや健康まつり等において啓発活動を行い、薬物乱用防止思想の普及に努める。

## 18 環境保全対策

### (1) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を監視するため、三原市内2か所及び尾道市内1か所で大気汚染物質や気象状況を常時測定し、オキシダント注意報等大気汚染に係る緊急の発令時には、関係工場に対して協力を求める。

また、大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行う。

### (2) アスベスト対策

アスベストの環境モニタリング調査を実施するとともに、解体現場等における特定粉じん排出等作業の立入検査等を行い、飛散防止を指導する。

### (3) 水質汚濁防止対策

公共用水域等の水質汚濁の状況を監視するため、河川及び海域の水質を定期的に調査

するとともに地下水の水質を調査する。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県条例の規制対象となっている工場・事業場の立入検査及び排水検査を実施するとともに、公共下水道の認可区域外の区域について、生活排水による汚濁を防止するため、関係市町と連携して浄化槽の設置を推進し、総合的な水質汚濁防止に努める。

(4) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び県条例に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地改変等に係る届出、土地履歴調査や汚染状況調査について指導する。

(5) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行い、特定施設の設置者に排ガス、燃え殻及びばいじんに係る測定や規制基準遵守を指導する。

(6) 一般廃棄物対策

各市町におけるごみの排出抑制、減量化及びリサイクルの推進を図るよう助言する。

(7) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進するとともに、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物多量排出事業者及び解体現場等に立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導する。

また、陸・海・空からの監視パトロールを関係機関と連携して実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努める。

PCB廃棄物については、保管事業者に対し年度報告及び早期適正処理を指導する。

(8) 環境保全啓発

広島県環境基本計画に基づく環境にやさしい広島づくりと次代への継承への取組を推進するため、環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」に努める。

(9) 公害苦情事案

公害に関する苦情について住民の相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言等を行い、迅速かつ適正な処理に取り組む。



### Ⅲ 人 口 動 態 等

1 人口の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
三原市	98,627	98,102	97,183	96,102	95,045	93,718	92,308	90,773	89,735	88,331
尾道市	144,310	143,409	141,816	140,405	138,662	136,731	134,955	133,001	131,335	129,302
世羅町	17,534	17,360	17,096	16,827	16,590	16,320	16,018	15,757	15,425	15,178
管内	260,471	258,871	256,095	253,334	250,297	246,769	243,281	239,531	236,495	232,811
広島県	2,846,222	2,838,523	2,829,993	2,820,988	2,812,091	2,800,530	2,787,086	2,770,709	2,757,337	2,738,809

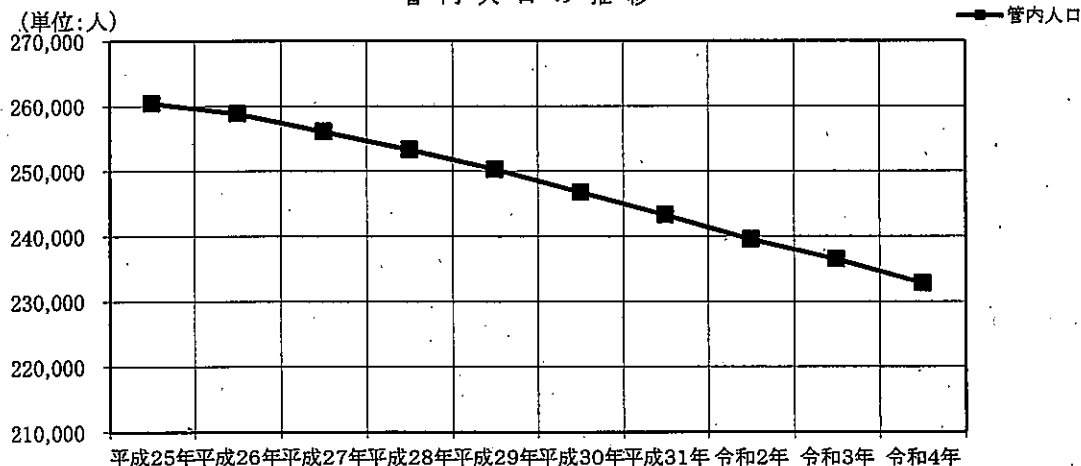
(注) 令和4年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(日本人住民)による。

2 人口の伸率

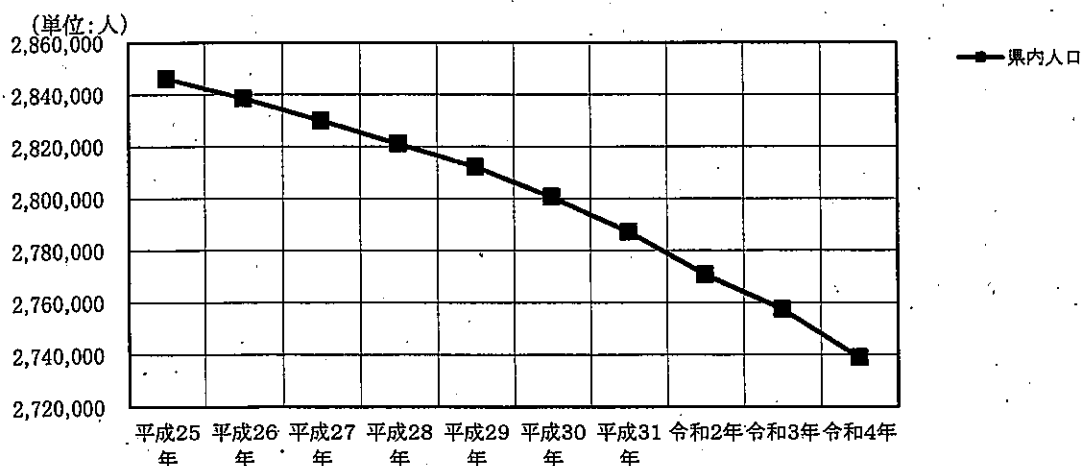
(単位:%)

区分	25年~26年	26年~27年	27年~28年	28年~29年	29年~30年	30年~31年	31年~2年	2年~3年	3年~4年
三原市	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.6
尾道市	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.5
世羅町	△ 1.0	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.9	△ 1.6	△ 2.1	△ 1.6
管内	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.6
広島県	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.7

管内人口の推移



県内人口の推移



### 3 世帯数の推移

(単位:世帯)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
三原市	42,713	42,811	42,837	42,779	42,679	42,426	42,195	41,979	42,023	41,783
尾道市	63,574	63,334	63,185	63,137	62,872	62,611	62,386	62,169	62,019	61,770
世羅町	6,743	6,729	6,729	6,698	6,703	6,688	6,648	6,641	6,611	6,566
管内	113,030	112,874	112,751	112,614	112,254	111,725	111,229	110,789	110,653	110,119
広島県	1,245,350	1,251,348	1,257,769	1,265,133	1,272,074	1,277,485	1,282,089	1,286,685	1,292,974	1,296,517

(注1) 令和4年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(日本人住民)による。

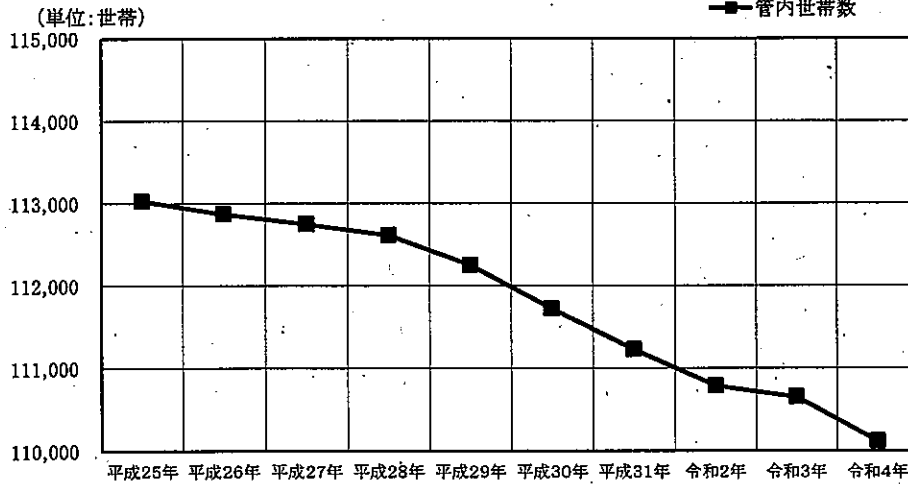
(注2) 複数国籍世帯を含む。

### 4 世帯数の伸率

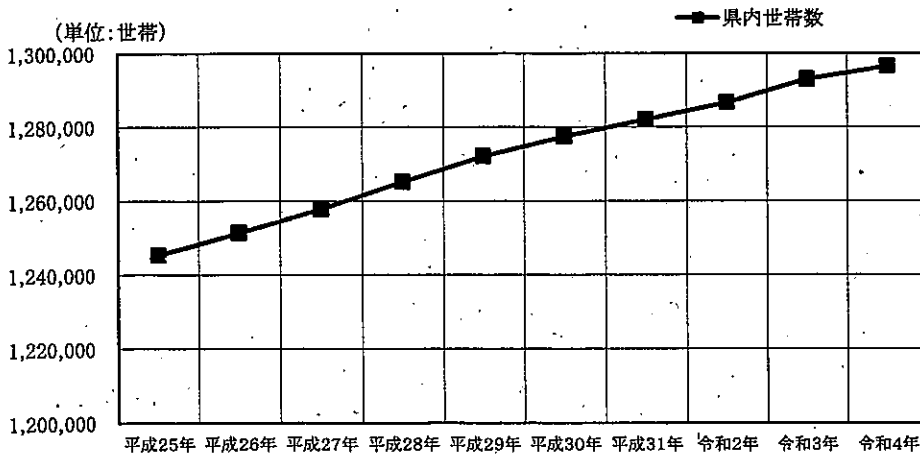
(単位:%)

区分	25年~26年	26年~27年	27年~28年	28年~29年	29年~30年	30年~31年	31年~2年	2年~3年	3年~4年
三原市	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.5	0.1	△ 0.6
尾道市	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
世羅町	△ 0.2	0.0	△ 0.5	0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.7
管内	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5
広島県	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3

管内世帯数の推移



県内世帯数の推移



5 人口動態総覧

(単位:人)

(令和2年)

区分	出生児数	死亡者数		死産数			周産期死亡数			婚姻数	離婚数	
		乳児	新生児	自然	人工	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡					
三原市	453	1,293	-	-	2	2	-	1	1	-	260	151
尾道市	704	1,923	2	1	14	5	9	3	2	1	408	166
世羅町	59	271	-	-	3	2	1	1	1	-	50	20
管内	1,216	3,487	2	1	19	9	10	5	4	1	718	337
広島県	19,606	30,244	30	13	388	200	188	62	52	10	11,765	4,233
全国	840,835	1,372,755	1,512	704	17,278	8,188	9,090	2,664	2,112	552	525,507	193,253

(注) 令和2年人口動態統計年報による。

(令和2年)

区分	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳児 死亡率 (出生千対)	新生児 死亡率 (出生千対)	死産率 (出生千対)		周産期死亡率 (出生千対)			婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	
					自然	人工	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡				
三原市	5.1	14.6	-	-	4.4	4.4	-	2.2	2.2	-	2.9	1.71
尾道市	5.5	15.0	2.8	1.4	19.5	7.0	12.5	4.2	2.8	1.4	3.2	1.29
世羅町	4.0	18.2	-	-	48.4	32.3	16.1	16.7	16.7	-	3.4	1.35
管内	5.3	15.1	1.6	0.8	15.4	7.3	8.1	4.1	3.3	0.8	3.1	1.46
広島県	7.1	11.0	1.5	0.7	19.4	10.0	9.4	3.2	2.6	0.5	4.3	1.54
全国	6.8	11.1	1.8	0.8	20.1	9.5	10.6	3.2	2.5	0.7	4.3	1.57

(注) 令和2年人口動態統計年報による。

6 選択死因死亡者数

(単位:人)

(令和2年)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 率	広 島 県	県 率
総 数	3,487	1,293	1,923	271	100.0	30,244	100.0
結 核	3	1	2	-	0.1	48	0.2
悪 性 新 生 物	907	335	513	59	26.0	8,111	26.8
糖 尿 病	51	16	31	4	1.5	295	1.0
高 血 圧 性 疾 患	25	6	18	1	0.7	200	0.7
心 疾 患	598	210	338	50	17.1	5,036	16.7
脳 血 管 疾 患	273	109	140	24	7.8	2,138	7.1
大動脈瘤及び解離	45	17	26	2	1.3	362	1.2
肺 炎	183	74	90	19	5.2	1,569	5.2
慢性閉塞性肺疾患	50	17	30	3	1.4	371	1.2
喘 息	2	-	2	-	0.1	23	0.1
肝 疾 患	47	12	32	3	1.3	399	1.3
腎 不 全	80	36	40	4	2.3	664	2.2
老 衰	323	129	156	38	9.3	2,898	9.6
不慮の事故	98	34	56	8	2.8	824	2.7
自 殺	35	11	21	3	1.0	401	1.3
そ の 他	767	286	428	53	22.0	6,905	22.8

(注) 令和2年人口動態統計年報による。

7 主要死因の状況

(令和2年)

区 分	管 内			広 島 県			全 国		
	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)
総 数	-	1,455.8	100.0	-	1,101.1	100.0	-	1,112.5	100.0
悪 性 新 生 物	1	378.7	26.0	1	295.3	26.8	1	306.6	27.6
心 疾 患	2	249.7	17.1	2	183.3	16.7	2	166.6	15.0
老 衰	3	134.8	9.3	3	105.5	9.6	3	107.3	9.6
脳 血 管 疾 患	5	114.0	7.8	4	77.8	7.1	4	83.5	7.5
肺 炎	4	76.4	5.2	5	57.1	5.2	5	63.6	5.7
不慮の事故	6	40.9	2.8	6	30.0	2.7	6	30.9	2.8
肝 疾 患	7	19.6	1.3	8	14.5	1.3	8	14.3	1.3
自 殺	8	14.6	1.0	7	14.6	1.3	7	16.4	1.5
高 血 圧 性 疾 患	9	10.4	0.7	9	7.3	0.7	9	8.1	0.7
結 核	10	1.3	0.1	10	1.7	0.2	10	1.5	0.1

(注1) 令和2年人口動態統計年報による。

(注2) 管内の率(人口10万対)の算出の基となる人口は令和2年1月1日現在の住民基本台帳年報による。



8 悪性新生物の部位別状況(管内)

(単位:人)

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
計	1003	925	975	999	948	915	959	914	925	908	940	973	907
食 道	23	20	22	15	28	25	16	16	16	24	20	18	17
胃	154	131	131	141	123	120	116	91	107	93	132	92	92
結 腸	67	70	73	73	74	77	79	82	81	83	75	112	92
直 腸 肛 門	36	41	33	42	26	31	38	28	38	42	36	43	38
肝 臓	131	131	127	126	118	104	105	107	108	101	93	88	94
胆 の う	45	41	35	52	46	36	41	37	43	40	40	44	24
膵 臓	65	57	78	81	80	70	93	96	95	78	92	98	109
気 管 ・ 肺	224	182	186	188	203	180	184	187	168	177	177	185	176
乳 房	25	30	32	25	26	29	28	19	32	28	32	39	33
子 宮	10	15	18	18	13	17	19	25	6	13	14	17	11
白 血 病	22	18	30	14	17	16	22	18	18	31	15	22	21
そ の 他	201	189	210	224	194	210	218	208	213	198	214	215	200

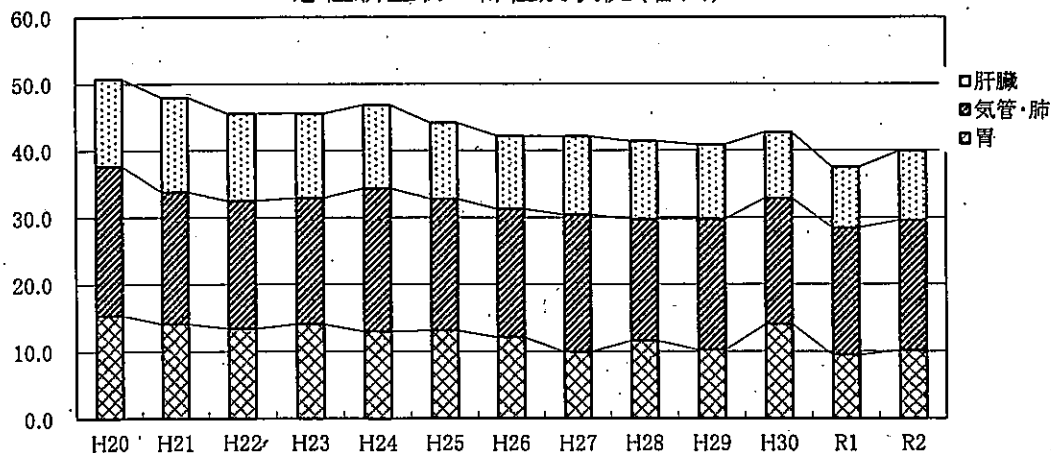
(単位:%)

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食 道	2.3	2.2	2.3	1.5	3.0	2.7	1.7	1.8	1.7	2.6	2.1	1.8	1.9
胃	15.4	14.2	13.4	14.1	13.0	13.1	12.1	10.0	11.6	10.2	14.0	9.5	10.1
結 腸	6.7	7.6	7.5	7.3	7.8	8.4	8.2	9.0	8.8	9.1	8.0	11.5	10.1
直 腸 肛 門	3.6	4.4	3.4	4.2	2.7	3.4	4.0	3.1	4.1	4.6	3.8	4.4	4.2
肝 臓	13.1	14.2	13.0	12.6	12.4	11.4	10.9	11.7	11.7	11.1	9.9	9.0	10.4
胆 の う	4.5	4.4	3.6	5.2	4.9	3.9	4.3	4.0	4.6	4.4	4.3	4.5	2.6
膵 臓	6.5	6.2	8.0	8.1	8.4	7.7	9.7	10.5	10.3	8.6	9.8	10.1	12.0
気 管 ・ 肺	22.3	19.7	19.1	18.8	21.4	19.7	19.2	20.5	18.2	19.5	18.8	19.0	19.4
乳 房	2.5	3.2	3.3	2.5	2.7	3.2	2.9	2.1	3.5	3.1	3.4	4.0	3.6
子 宮	1.0	1.6	1.8	1.8	1.4	1.9	2.0	2.7	0.6	1.4	1.5	1.7	1.2
白 血 病	2.2	1.9	3.1	1.4	1.8	1.7	2.3	2.0	1.9	3.4	1.6	2.3	2.3
そ の 他	20.0	20.4	21.5	22.4	20.5	23.0	22.7	22.8	23.0	21.8	22.8	22.1	22.1

(注) 令和2年人口動態統計年報による。

(単位:%)

悪性新生物の部位別状況(管内)

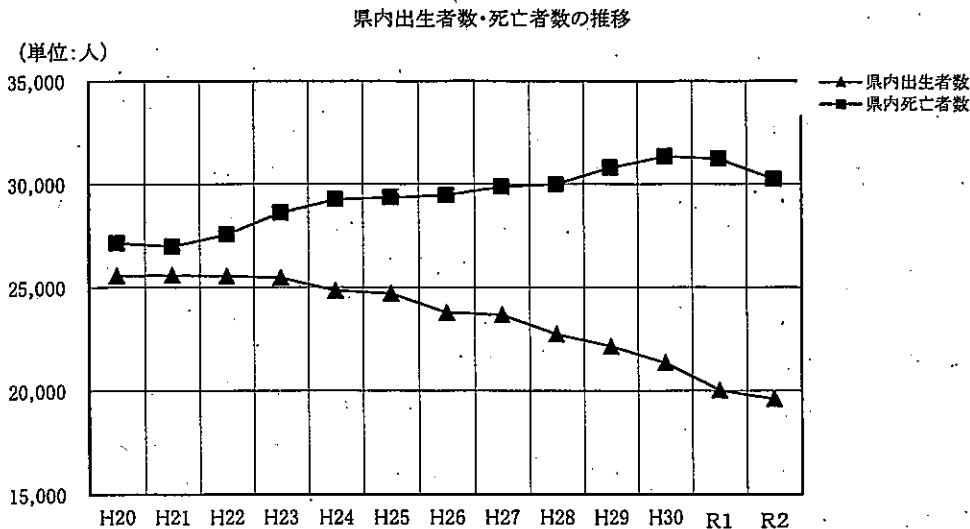
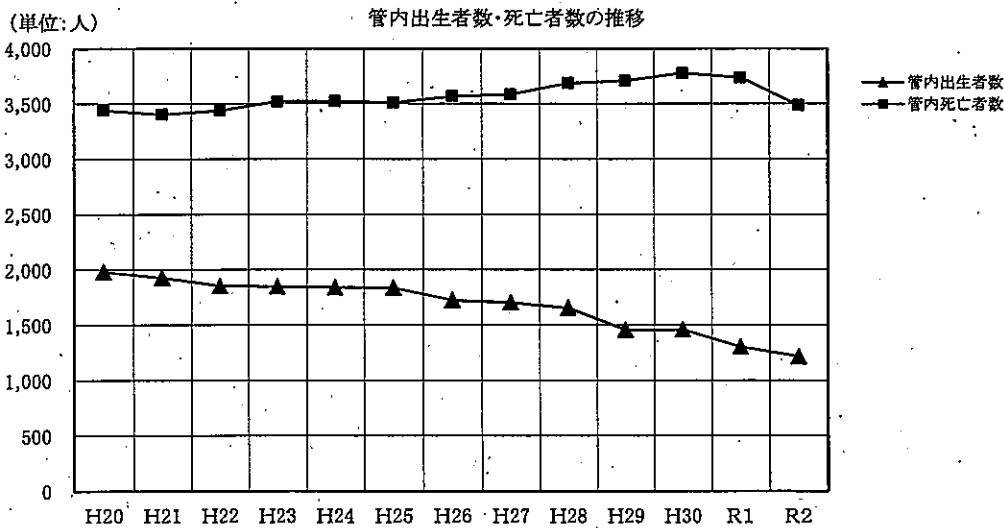


9 市町別出生者数・死亡者数の推移

(単位:人)

区分		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
三原市	出生	806	796	680	756	755	766	680	687	618	588	572	508	453
	死亡	1,209	1,221	1,208	1,172	1,219	1,255	1,244	1,288	1,261	1,343	1,372	1,348	1,293
尾道市	出生	1,057	1,034	1,056	993	998	975	921	923	928	770	798	719	704
	死亡	1,944	1,874	1,925	2,032	2,023	1,958	2,046	2,009	2,121	2,078	2,108	2,085	1,923
世羅町	出生	118	99	120	100	88	96	124	94	110	98	90	77	59
	死亡	290	311	307	319	284	300	280	289	306	289	299	306	271
計	出生	1,981	1,929	1,856	1,849	1,841	1,837	1,725	1,704	1,656	1,456	1,460	1,304	1,216
	死亡	3,443	3,406	3,440	3,523	3,526	3,513	3,570	3,586	3,688	3,710	3,779	3,739	3,487
広島県	出生	25,560	25,596	25,546	25,469	24,846	24,713	23,775	23,678	22,736	22,150	21,363	20,034	19,606
	死亡	27,150	26,992	27,561	28,608	29,273	29,358	29,463	29,879	29,994	30,795	31,346	31,237	30,244
全国	出生	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,762	1,003,539	1,005,677	976,913	946,065	918,400	865,239	840,835
	死亡	1,141,865	1,141,865	1,197,012	1,253,066	1,256,359	1,268,291	1,273,004	1,290,444	1,307,617	1,340,397	1,362,470	1,381,093	1,372,755

(注) 令和2年人口動態統計年報による。



## 10 人口動態統計

(統計作成上の参考)

人口動態統計は人口動態調査から、日本人の日本における各年中に発生した事象を住所地によって集計したものである。

用語の解説

乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 ① 胎児を出生させることを目的とした場合 ② 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚姻	人口動態でいう婚姻とは、市町長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選択死因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主要死因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

各比率の算出方法は次のとおりである。

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数に死産数を加えたものである。}$$

死因分類については、「人口動態統計用死因分類表」を使用した。

なお、平成7年から死因分類等の改正が行なわれており、統計の観察には注意が必要である。

## IV 事業の実施状況

# 1 地域保健福祉対策

## (1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和3年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	27	70	6	
小 計	19	38	2	
保 健 師	19	38	2	県立広島大学:福山支所と合同でリモート開催
小 計	8	32	4	
管 理 栄 養 士	8	32	4	安田女子大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

## (2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和3年度)

区分	保 健 計 画 の 地 域 診 断 (1)	母 子 保 健 (2)	健 康 増 進 (3)	介 護 予 防・ 生 活 支 援 (4)	歯 科 保 健 (5)	感 染 症 (6)	(再掲)	
							結 核 (7)	エ イ ズ (8)
実施回数(01)								
参加延人員(02)								

区分	精 神 保 健 福 祉 (9)	難 病 (10)	介 護 保 険 (11)	健 康 危 機 管 理 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
実施回数(01)						
参加延人員(02)						(-)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和3年度末現在)

名 称	尾三地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年10月30日
構 成 団 体	三原市, 尾道市, 世羅町
	三原市医師会, 尾道市医師会, 因島医師会, 世羅郡医師会
	三原赤十字病院, JA尾道総合病院, 因島総合病院, 公立世羅中央病院
	三原市歯科医師会, 尾道市歯科医師会, 因島歯科医師会, 竹原・豊田歯科医師会, 御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会, 尾道薬剤師会, 因島薬剤師会, 東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会, 尾道市公衆衛生推進協議会, 世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会, 尾道市社会福祉協議会, 世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会, 尾道市連合民生委員児童委員協議会, 世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター
広島県東部厚生環境事務所, 広島県東部保健所	
会 長	木原幹夫(三原市医師会長)
部 会 の 設 置	理事会, 常任理事会 保健医療計画委員会, 健康ひろしま21計画委員会, 精神保健福祉対策検討委員会, 感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上記「構成団体」により組織
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会・常任理事会等の開催
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21計画推進事業
	精神保健福祉対策推進事業
	感染症対策推進事業
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和3年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	4	8	2	
医 師	4	8	2	公立みつぎ総合病院
歯 科 医 師				

## 2 高齢者保健福祉対策

### (1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(令和4年4月1日現在)

区分	総数	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民法法人	営利法人	NPO法人	農業協同組合	生活協同組合	地方公共団体	その他の法人	非法人
実施事業数合計①～③	619	185	17	114	29	228	6	7	-	20	11	2
指定居宅サービス事業所												
小計①	394	117	16	59	15	159	4	6	-	11	6	1
訪問介護	87	12	8	6	2	50	2	4		1	2	
訪問入浴介護	5		3			2						
訪問看護	37	2		8	4	17		1		2	3	
訪問リハビリテーション	5	1			2	1				1		
居宅療養管理指導	-											
通所介護	77	26	5	4		40		1		1		
通所リハビリテーション	33	2		23	4					2	1	1
短期入所生活介護	71	62		2		5				2		
短期入所療養介護	23	2		16	3					2		
特定施設入居者生活介護	12	6				6						
福祉用具貸与	21	2				18	1					
特定福祉用具販売	23	2				20	1					
指定介護予防サービス事業所												
小計②	216	68	1	48	13	69	2	1	-	9	4	1
介護予防訪問入浴介護	3		1			2						
介護予防訪問看護	37	2		8	4	17		1		2	3	
介護予防訪問リハビリテーション	5	1			2	1				1		
介護予防居宅療養管理指導	-											
介護予防通所リハビリテーション	32	2		22	4					2	1	1
介護予防短期入所生活介護	62	53		2		5				2		
介護予防短期入所療養介護	23	2		16	3					2		
介護予防特定施設入居者生活介護	10	4				6						
介護予防福祉用具貸与	21	2				18	1					
特定介護予防福祉用具販売	23	2				20	1					
介護保険施設												
小計③	9	-	-	7	1	-	-	-	-	-	1	-
指定介護療養型医療施設	4			3	1							
介護医療院	5			4							1	

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町
実施事業数合計①～③		619	176	277	33	110	23
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	394	117	175	24	64	14
	訪 問 介 護	87	31	39	5	9	3
	訪 問 入 浴 介 護	5	1	2	1	1	-
	訪 問 看 護	37	13	17	1	6	-
	訪問リハビリテーション	5	-	3	-	2	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	77	25	35	6	9	2
	通所リハビリテーション	33	9	16	1	6	1
	短期入所生活介護	71	15	27	6	18	5
	短期入所療養介護	23	6	12	1	3	1
	特定施設入居者生活介護	12	4	5	1	2	-
	福祉用具貸与	21	6	9	1	4	1
	特定福祉用具販売	23	7	10	1	4	1
	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	216	55	98	9	45
介護予防訪問入浴介護		3	1	2	-	-	-
介護予防訪問看護		37	13	17	1	6	-
介護予防訪問リハビリテーション		5	-	3	-	2	-
介護予防居宅療養管理指導		-	-	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション		32	8	16	1	6	1
介護予防短期入所生活介護		62	12	24	3	18	5
介護予防短期入所療養介護		23	6	12	1	3	1
介護予防特定施設入居者生活介護		10	2	5	1	2	-
介護予防福祉用具貸与		21	6	9	1	4	1
特定介護予防福祉用具販売		23	7	10	1	4	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	9	4	4	-	1	-
	指定介護療養型医療施設	4	1	3	-	-	-
	介 護 医 療 院	5	3	1	-	1	-

(3) 実地指導等件数

(令和3年度)

区 分	総 数	指定居宅サ ー ビ ス 事 業 所	指定介護予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	指定介護療 養 型 医 療 施 設	介 護 医 療 院
実地指導件数	3	3			



### 3 身体障害者等福祉対策

#### ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和3年度)

区分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 ・ 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総件数	368	17	473	18	197	8	16	176	-	4	11	18	22	3	-

## 4 児童・母子・父子・寡婦福祉対策

### (1) 母子福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町				
合 計	件 数	43	10	32	1	-	-	-	-
	貸付額(千円)	(26,854)	(5,499)	(21,115)	(240)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	37	8	28	1				
	貸付額(千円)	(24,008)	(4,579)	(19,189)	(240)				
技能習得資金	件 数	1		1					
	貸付額(千円)	(540)		(540)					
修業資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	2	1	1					
	貸付額(千円)	(870)	(330)	(540)					
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	3	1	2					
	貸付額(千円)	(1,436)	(590)	(846)					
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		総 数							
合 計	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付額(千円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
技能習得資金	件 数	-	<b>該当なし</b>						
	貸付額(千円)	(-)							
修業資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		総 数							
合 計	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付額(千円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修業資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							

該当なし

## 5 医療対策

### (1) 病院・診療所の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	三原市	尾道市	世羅町					
病 院	施 設 数	23	11	11	1					
	病 床 数	小 計	4,084	2,085	1,844	155	-	-	-	-
		一 般	2,424	1,101	1,188	135				
		療 養	756	200	536	20				
		精 神	904	784	120	-				
		結 核	-	-	-	-				
		感 染 症	-	-	-	-				
救 急 告 示	14	7	6	1						
一 般 診 療 所	施 設 数	208	70	128	10					
	病 床 数	一 般	189	15	131	43				
		療 養	33	-	33	-				
	救 急 告 示	-	-	-	-					
歯 科 診 療 所	125	52	68	5						

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

### (2) 立入検査及び使用許可件数

(令和3年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	34	23	10	1
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	18	-	18	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	18	18	-	-

(注)立入検査延件数は書面による検査件数。

#### 広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法：電話、面談(要事前予約)

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 農林庁舎4階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

## 6. 健康増進・栄養改善対策等

### (1) 給食施設等の指導状況

#### ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 ( ① を 除 く )		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	196	6	-	79	10	68	33
指導延数 B	17	-	-	7	3	4	3
1施設当たり指導回数 B/A	0.1	-	-	0.1	0.3	0.1	0.1

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

#### イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特 定 給 食 施 設												その他の給食施設			総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士の給食に対する割合(%)	栄養士の給食に対する割合(%)	施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
総数	6	-	-	-	79	7	10	3	68	4	33	3	8.7	7.2	14.0	196	17
学校	-	-	-	-	23	2	4	3	-	-	3	-	16.7	8.7	42.9	30	5
病院	5	-	-	-	12	-	-	-	6	-	2	-	-	-	-	25	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	11	2	-	-	3	-	-	-	14.3	14.3	-	14	2
介護医療院	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-
老人福祉施設	-	-	-	-	9	2	-	-	24	-	-	-	6.1	6.1	-	33	2
児童福祉施設	-	-	-	-	16	-	5	-	23	-	21	-	-	-	-	65	-
社会福祉施設	-	-	-	-	2	-	-	-	9	3	6	3	35.3	27.3	50.0	17	6
事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
その他	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	4	-

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況  
ア 相談状況

(令和3年度)

区分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	8
食品表示法(保健事項)	114

イ 指導状況(違反事例)

(令和3年度)

区分	事業者数	品目区分						
		生鮮食品			加工食品			
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他
健康増進法(虚偽・誇大表示)								
食品表示法(保健事項)	6						6	

※発見し、他所へ通報したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和3年度)

区分		総数	三原市	尾道市	世羅町
人口		240,751	91,317	133,549	15,885
健康診査	対象者	2,088	804	1,284	-
	受診者	73	11	42	20
	受診率(%)	3.5	1.4	3.3	-
肝炎ウイルス検査	対象者	148,972	67,046	70,693	11,233
	受診者	639	109	446	84
	受診率(%)	0.4	0.2	0.6	0.7

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和3年度)

区分			総数	三原市	尾道市	世羅町
健康教育	個別	参加人員	-	-	-	-
		実施回数	83	-	72	11
	集団	参加人員	5,486	-	2,486	3,000
健康相談	重点	実施回数	2	-	2	-
		参加人員	3	-	3	-
	総合	実施回数	41	-	41	-
		参加人員	293	-	293	-
訪問指導	対象者数	218	-	218	-	
	被指導実人員	218	-	218	-	

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

## (4)健康生活応援店の状況

(令和3年度末現在)

区	分	延 認 証 店 舗 数
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	6
	野 菜 た っ ぷ り	-
	塩 分 控 え め	4
	ヘルシーオーダーメニュー	-
	塩分控えめ推進・応援	-
	朝 食 摂 取 応 援	-
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	-
	小 計	10
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指 導	-
	ウォーキング勧奨・応援	2
	小 計	2
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	44
合 計		56
実 店 舗 数		53



## (5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	令和3年11月12日(金)
場所	広島県尾道庁舎 第1会議室
参加機関数	19機関
主な議題	1 第3次広島県食育推進事業について 2 食育活性化支援事業について 3 各市町及び各機関からの取組状況の報告 4 情報提供 (1)農林水産省「第4次食育推進基本計画の概要」 (2)食育ピクトグラム, 食育マーク, 利用規約について 他

## 会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三原市	保健福祉課	
三原市	児童保育課	
三原市	農林水産課	
三原市教育委員会	学校給食課	
尾道市	健康推進課	
尾道市	子育て支援課	
尾道市	農林水産課	
尾道市教育委員会	教育指導課	
世羅町	健康保険課	
世羅町	子育て支援課	
世羅町	産業振興課	
世羅町教育委員会	学校教育課	
尾道市農業協同組合	総合企画部組合員課	
三原市食生活改善推進員協議会		
尾道市保健推進員連絡協議会		
世羅町食生活改善推進員協議会		
広島県東部教育事務所	教育指導課	
広島県東部農林水産事務所	尾道農林事業所農村振興課	
広島県東部保健所 保健課		

# 7 感染症対策

## (1) 感染症発生状況

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	1
	痘そう			カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	6
	南米出血熱			急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	
	ペスト			急性脳炎※5	
	マールブルグ病			クリプトスポリジウム症	1
	ラッサ熱			クロイツフェルト・ヤコブ病	1
小計 A		劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎			後天性免疫不全症候群	
	結核	40		ジアルジア症	
	ジフテリア			侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			侵襲性髄膜炎菌感染症	
	中東呼吸器症候群※2			侵襲性肺炎球菌感染症	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	
	鳥インフルエンザ(H7N9)			先天性風しん症候群	
小計 B	40	梅毒		10	
三類	コレラ			播種性クリプトコックス症	1
	細菌性赤痢			破傷風	
	腸管出血性大腸菌感染症	5		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	腸チフス		バンコマイシン耐性腸球菌感染症		
	パラチフス		百日咳		
小計 C	5	風しん			
四類	E型肝炎	1	麻疹		
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		薬剤耐性アシネトバクター感染症		
	A型肝炎		小計 E	21	
	エキノコックス症		RSウイルス感染症	497	
	黄熱		咽頭結膜熱	148	
	オウム病		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	123	
	オムスク出血熱		感染性胃腸炎	2,073	
	回帰熱		水痘	40	
	キャサヌル森林病		手足口病	158	
	Q熱		伝染性紅斑	3	
	狂犬病		突発性発しん	66	
	コクシジオイデス症		ヘルパンギーナ	134	
	サル痘		流行性耳下腺炎	2	
	ジカウイルス感染症		インフルエンザ※6		
	重症熱性血小板減少症候群※3	4	急性出血性結膜炎		
	腎症候性出血熱		流行性角結膜炎	1	
	西部ウマ脳炎		性器クラミジア感染症	20	
	ダニ媒介脳炎		性器ヘルペスウイルス感染症	2	
	炭疽		尖圭コンジローマ	4	
	チクングニア熱		淋菌感染症	8	
	つつが虫病		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1	
	デング熱		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	東部ウマ脳炎		細菌性髄膜炎※7		
	鳥インフルエンザ※4		マイコプラズマ肺炎		
	ニパウイルス感染症		無菌性髄膜炎	1	
	日本紅斑熱	40	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	3	
	日本脳炎		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	80	
	ハンタウイルス肺症候群		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	Bウイルス病		小計 F	3,364	
	鼻疽		新型インフルエンザ等感染症		
	ブルセラ症		指定		
	ベネズエラウマ脳炎		新型コロナウイルス感染症	1,086	
ヘンドラウイルス感染症		小計 H	1,086		
発しんチフス		新			
ポツリヌス症		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	4,572		
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	11				
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
小計 D	56				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る  
 ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る  
 ※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る  
 ※4 H5N1及びH7N9を除く  
 ※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く  
 ※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く  
 ※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く  
 (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。  
 (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

## (2) 結核の状況

### ア 結核患者登録状況

(令和3年12月31日現在)

区 分		総数	三原市	尾道市	世羅町
管 内 人 口		237,677	90,320	131,905	15,452
計		90	26	56	8
活動性肺結核患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	15	5	9	1
	その他の結核菌陽性者	16	7	6	3
	菌陰性・その他の者	6	2	3	1
活動性肺外結核患者数(B)		19	7	10	2
不活動性結核・その他の者		34	5	28	1
有病率(人口10万対)		23.6	23.3	21.2	45.3

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) =  $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人口}} \times 100,000$

### イ 結核患者新規登録状況

(令和3年)

区 分		総数	三原市	尾道市	世羅町
管 内 人 口		237,677	90,320	131,905	15,452
計 ( A + B )		25	11	13	1
活動性肺結核患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	8	2	6	-
	その他の結核菌陽性者	8	4	4	-
	菌陰性・その他の者	-	-	-	-
活動性肺外結核患者数(B)		9	5	3	1
り患率(人口10万対)		10.5	12.2	9.9	6.5
潜在性結核感染症		15	2	13	-

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) =  $\frac{\text{計 (A+B)}}{\text{人口}} \times 100,000$

## ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和3年12月31日現在)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
計	40 (9)	13 (3)	26 (6)	1 (-)
0歳～4歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5歳～9歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
10歳～14歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
15歳～19歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
20歳～29歳	4 (-)	- (-)	4 (-)	- (-)
30歳～39歳	2 (1)	1 (1)	1 (-)	- (-)
40歳～49歳	2 (-)	- (-)	2 (-)	- (-)
50歳～59歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
60歳～69歳	5 (1)	- (-)	5 (1)	- (-)
70歳～	27 (7)	12 (2)	14 (5)	1 (-)

(注1)下段の( )は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

## エ 結核健康診断の実施状況

### ① 市町別実施状況

(令和3年度)

区 分		総数	三原市	尾道市	世羅町
一般住民	対象者数	87,224	32,208	48,502	6,514
	受診者数	6,407	1,530	4,362	515
	受診率(%)	7.3	4.8	9.0	7.9



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	103,130	21,361	20.7	972	20,015	-	-	133
	事業者	従業者	11,849	11,276	95.2	505	10,758		92
	学校長	生徒	1,390	1,377	99.1	15	1,362		
		学生	878	841	95.8	27	814		41
	施設長	入所者	1,789	1,460	81.6	425	986		
	市町長	一般住民	87,224	6,407	7.3	-	6,095		
知事 (保健所長)	計	406	379	93.3	-	95	(-)	(-)	275
	接触者健診	292	288	98.6	-	19	(-)	(-)	275
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	114	91	79.8		76			

- (注1) ( )内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
- (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(令和3年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町
実人員	34	8	26	-
(再掲)新規登録患者	29	7	22	-
構成比(%)	85.3	87.5	84.6	-
延人員	51	11	40	-
(再掲)新規登録患者	45	10	35	-
構成比(%)	88.2	90.9	87.5	-

(注)(再掲)欄の新規登録患者とは、令和3年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和3年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	4,924	-	42	5	12	7	4,858	-	-
うち施設指導分	8	-	1	-	-	7	-	-	-

#### (4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	令和3年10月20日	令和4年3月7日
場所	WEB会議	書面会議
参加人数	18人	20人
主な議題	1 情報提供 2 今後の事業計画について ・取り組み内容について ・研修会について	1 情報提供 2 今後の事業計画について ・取り組み内容について ・研修会について

#### 会議構成メンバー

所属	職名	備考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅郡医師会	理事	
興生総合病院	外科部長	
本郷中央病院	診療部長	
三原赤十字病院	看護副部長	
厚生連尾道総合病院	救急総合診療科部長	
尾道市立市民病院	皮膚科診療科長	
公立みつぎ総合病院	副院長	
因島総合病院	薬剤科主任	
公立世羅中央病院	診療部長	
三原薬剤師会	理事	
尾道薬剤師会	理事	
三原市消防本部	課長	
尾道市消防局	課長	
三原市	主任	
尾道市	主幹	
世羅町	主査	
東部厚生環境事務所・東部保健所	保健所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和3年度)

区分	相談件数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計A+B+C	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
計	32	32	-	-	26	27
男性	28	28	-	-	23	24
女性	4	4	-	-	3	3

(6) 健康教育実施状況

(令和3年度)

区分	種別内訳			
	計			
実施回数	-			
参加延人員	-			
(対象内訳)				

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況及び  
 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和3年度)

計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
119	91	28

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和3年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
2	2	-	2

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和3年度)

区分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申請数					
交付数		該当なし			

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和3年度)

区分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申請数	345	91	223	13	18
交付数	343	90	221	13	19

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和3年度)

区分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申請数	33	11	18	3	1
交付数	33	11	18	3	1

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和3年度)

区分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申請数	9	4	5	-	-
交付数	8	4	4	-	-



## 8 歯科保健対策

### (1) 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-				該当なし					

### (2) 相談事業の状況

(令和3年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者	その他		本人	保護者	その他
			実施数	-				該当なし	

### (3) 市町指導・支援の状況

(令和3年度)

区分	指導項目	総数	市町名		
			三原市	尾道市	世羅町
実施数	企画・連携・調整	3	1	1	1
	調査・研究	-	-	-	-
	情報の収集・提供	3	1	1	1

## 9 精神保健福祉対策

### (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町	管内市町計	管 外
措置入院患者数	5	2	3	-	5	-
医療保護入院患者数	535	242	233	41	516	19
自立支援医療受給者数(精神通院)	4,864	2,057	2,592	215	4,864	
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	30					

(注)通報件数は、令和3年度1年間分の件数。

### (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和4年3月31日現在)

障害等級	総数	三原市	尾道市	世羅町
計	2,828	1,112	1,557	159
1 級	121	47	67	7
2 級	1,862	769	988	105
3 級	845	296	502	47

### (3) 組織育成支援状況

(令和3年度)

区 分	総数	ひきこもり つどい 家族	管内市町計	管 外
計	1	1	1	-
患者会	-		-	
家族会	1	1	1	
断酒会	-		-	
ボランティア	-		-	

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和3年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
面 接	実 人 員	15	1	14		15	
	延 人 員	51	1	50	-	51	-
	内						
	老人精神保健	-				-	
	社会復帰	-				-	
	アルコール	7		7		7	
	薬 物	-				-	
	ギャンブル	2		2		2	
	ゲ ー ム	-				-	
	思 春 期	-				-	
	心の健康づくり	3	1	2		3	
	うつ・うつ状態	9		9		9	
	摂食障害	-				-	
	てんかん	-				-	
	訊						
	その他	30		30		30	
	(再 掲 ) ひ き こ も り	(2)		(2)		(2)	
	(再 掲 ) 自 殺 関 連	(-)				(-)	
	(再 掲 ) 自 殺 者 の 遺 族	(-)				(-)	
	(再 掲 ) 犯 罪 被 害	(-)				(-)	
(再 掲 ) 災 害	(-)				(-)		
(再 掲 ) 措置入院等退院支援	(3)	(2)	(1)		(3)		
電 話 相 談 延 人 員	562						
(再 掲 ) ひ き こ も り	(2)						
(再 掲 ) 自 殺 関 連	(1)						
(再 掲 ) 措置入院等退院支援	(21)						

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員	13	8	5		13	
延 人 員	47	11	36	-	47	-
内 訳	老人精神保健	3	3		3	
	社会復帰	6	6		6	
	アルコール	5		5	5	
	薬 物	-			-	
	ギャンブル	-			-	
	ゲ ー ム	-			-	
	思 春 期	-			-	
	心の健康づくり	6	2	4	6	
	うつ・うつ状態					
	摂食障害	-			-	
	てんかん	-			-	
	そ の 他	27		27	27	
	(再 掲) ひきこもり	(1)	(1)			(1)
(再 掲) 自殺関連	(1)		(1)		(1)	
(再 掲) 自殺者の遺族	(-)				(-)	
(再 掲) 犯罪被害	(-)				(-)	
(再 掲) 災害	(-)				(-)	
(再 掲) 措置入院等退院支援	(5)		(5)		(5)	

## (6) 個別事例検討会

### ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会 (令和3年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町	管内市町計	管外
実施回数	2	1	1		2	
対象者数	2	1	1		2	
参加延人数	16	10	6		16	

### イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会 (令和3年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町	管内市町計	管外
実施回数	-				-	
対象者数	-				-	
参加延人数	-				-	

### ウ その他の事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町	管内市町計	管外
実施回数	11	6	5		11	
対象者数	10	7	3		10	
参加延人数	112	71	41		112	

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和3年度)

区 分	計	種 別 内 訳		
		地域医療連携研修会	自殺予防週間	自殺対策強化月間
実施回数	2	中止	1	1
対象者			来庁者	来庁者
参加延人数 (配布部数)	-	-	-	-

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(令和3年度)

区 分	計	種 別 内 訳		
		精神保健福祉研修会	管内精神保健福祉 担当者会議	ひきこもり研修会
実施回数	2	中止	1	1
対象者	-		市町保健福祉関係者	家族 市町保健福祉関係者
参加延人数 (配布部数)	13		(書面)	13

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

## 10 難病対策等

### (1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和4年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	2	-	2	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	21	9	11	1
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	2	2	-	-
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	29	17	10	2
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	398	152	228	18
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	6	1	5	-
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	1	1	-	-
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-	-	-
010	シャルコー・マリー・トウス病	神経・筋疾患	-	-	-	-
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	51	13	34	4
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	37	16	19	2
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	7	-	6	1
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	17	7	10	-
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	71	29	41	1
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	5	-	5	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	2	2	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	2	1	1	-
022	もやもや病	神経・筋疾患	39	13	22	4
023	プリオン病	神経・筋疾患	1	-	1	-
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	1	-	1	-
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	-	-	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	8	3	4	1
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	-	-	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	10	5	5	-
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	8	2	6	-
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	1	1	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	8	2	5	1
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫系疾患	9	2	7	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	3	2	1	-
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	5	1	4	-
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	17	7	9	1
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	8	2	4	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	7	2	4	1
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	9	2	6	1
047	バージャー病	免疫系疾患	4	2	2	-
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	1	-	1	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	119	44	70	5
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	免疫系疾患	50	23	26	1
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	58	15	41	2



告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	23	11	12	-
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	20	1	19	-
054	成人スチル病	免疫系疾患	6	3	3	-
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	2	-	2	-
056	ベーチェット病	免疫系疾患	28	11	14	3
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	35	8	24	3
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	4	-	4	-
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	1	-	1	-
060	再生不良性貧血	血液系疾患	17	9	6	2
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	-	-	-	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	1	-	1	-
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	35	12	23	-
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	-	-	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	-	-	-	-
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	25	4	20	1
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	28	12	14	2
068	黄色靭帯骨化症	骨・関節系疾患	11	2	9	-
069	後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	89	38	47	4
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	20	8	7	5
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	78	27	47	4
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	4	2	2	-
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	1	-	1	-
075	クッシング病	内分泌系疾患	3	1	2	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	4	1	3	-
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	33	17	16	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	1	1	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	3	-	3	-
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌系疾患	1	-	1	-
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	26	7	19	-
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	36	15	14	7
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	12	5	6	1
087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-	-	-	-
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	13	7	6	-
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	2	-	2	-
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	62	23	32	7
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	-	-	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	2	1	1	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	31	13	18	-
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	6	2	4	-
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	31	15	14	2
096	クローン病	消化器系疾患	91	27	61	3
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	265	87	170	8
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	5	3	2	-
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
104	コステロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	2	-	2	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	1	-	1	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	16	7	7	2
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	-	-	-	-
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	1	1	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-	-	-
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	1	-	1	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	1	-	1	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	2	-	2	-
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	3	1	2	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	-	-	-	-
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	1	1	-	-
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
151	ラスマッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	1	1	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	1	-	1	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	1	-	1	-
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
169	メンケス病	代謝系疾患	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	1	-	-	1
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-	-	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
182	アペール症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	-	1
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2	1	1	-
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
193	プラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
194	ソース症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	-	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	1	-	1	-
210	単心室症	循環器系疾患	-	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	1	1	-	-
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	1	-	1	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	2	2	-	-
219	ギャロウェイ・モワト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	4	1	2	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	2	-	2	-
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	13	6	5	2
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	2	1	1	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	1	-	1	-
227	オスラー病	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	1	-	1	-
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	-	-	-	-
230	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	-	-	-	-
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	-	-	-	-
232	カーニー複合	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	1	1	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	-	-	-	-
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨・関節系疾患	2	-	2	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数					
			2,204	793	1,297	114
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-	-	-	-
244	メープルシロップ尿症	代謝系疾患	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	-	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝系疾患	1	-	1	-
257	肝型糖原病	代謝系疾患	-	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-
260	シトステロール血症	代謝系疾患	-	-	-	-
261	タンジール病	代謝系疾患	-	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝系疾患	-	-	-	-
263	脳腱黄色腫症	代謝系疾患	2	-	2	-
264	無 $\beta$ リポタンパク血症	代謝系疾患	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	-	-	-	-
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-	-	-	-



告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
268	中條・西村症候群	免疫系疾患	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節系疾患	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節系疾患	2	-	1	1
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節系疾患	-	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節系疾患	-	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーム病	呼吸器系疾患	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器系疾患	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器系疾患	-	-	-	-
282	先天性赤血球形形成異常性貧血	血液系疾患	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	2	-	2	-
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-	-	-	-
285	ファンコニ貧血	血液系疾患	1	1	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液系疾患	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免疫系疾患	1	1	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	-	-	-	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器系疾患	-	-	-	-
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	1	-	1	-
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器系疾患	-	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器系疾患	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	7	2	4	1
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	1	-	-	1
303	アッシュャー症候群	視覚系疾患	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	45	14	27	4
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子 変化に伴う症候群・内 分泌系疾患	-	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器系疾患	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症 候群)/LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝性疾患	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損 症	代謝性疾患	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイ ノシトール(GPI)欠損症	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝性疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,204	793	1,297	114
322	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫系疾患	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝性疾患	-	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液系疾患	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚系疾患	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚系疾患	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	3	-	3	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	0	0	0
335	ネフロン癆	腎・泌尿器系疾患	-	0	0	0
336	家族性低 $\beta$ リポタンパク血症1(ホモ接合体)	代謝性疾患	-	0	0	0
337	ホモシスチン尿症	代謝性疾患	-	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器系疾患	-	0	0	0

## (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
承認総件数	5	3	2	-
スモン	5	3	2	-
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	-	-	-
重症急性膵炎	-	-	-	-
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	-	-	-	-

## (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和4年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数	213	96	110	7
1	悪性新生物	26	11	15	-
2	慢性腎疾患	10	4	6	-
3	慢性呼吸器疾患	6	2	3	1
4	慢性心疾患	40	16	23	1
5	内分泌疾患	47	23	24	-
6	膠原病	7	3	4	-
7	糖尿病	12	4	6	2
8	先天性代謝異常	7	2	5	-
9	血液疾患	2	2	-	-
10	免疫疾患	4	-	4	-
11	神経・筋疾患	25	14	11	-
12	慢性消化器疾患	15	8	6	1
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	6	1	3	2
14	皮膚疾患	1	1	-	-
15	骨系統疾患	5	5	-	-
16	脈管系疾患	-	-	-	-

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

イ 相談事業の状況

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他

小児ピアカウンセリング事業を計上

養護教諭2名、難病相談室1名、HC2名

(5) 相談事業の実施状況

(令和3年度)

区分		管内	管外	
指定難病	実人員	20	6	
	延人員	20	6	
	申請等			
	医療	病気・病状		
		治療・服薬		
	看護・日常生活			
	福祉制度			
	就労			
	就学			
	食事・栄養			
歯科				
その他				
小児慢性特定疾病	実人員	2	-	
	延人員	2	-	
	申請等	-	-	
	医療	病気・病状	1	-
		治療・服薬	-	-
	看護・日常生活	-	-	
	福祉制度	-	-	
	就労	-	-	
	就学	-	-	
	食事・栄養	-	-	
歯科	-	-		
その他	1	-		

難病講演会参加者数

ピアカウンセリング事業参加者数  
質問

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和3年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	96	48	144

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

難病95+小児1 難病48(小児0)  
 ※地域保健事業報告6, 2(6)と同じ

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和2年度)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
実 人 員	-	-	-	-
延 人 員	-	-	-	-

イ 小児慢性特定疾病

(令和3年度)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
実 人 員	-	-	-	-
延 人 員	-	-	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和3年度)

区 分	総数	所内	管外
開 催 回 数	2	2	
実 人 員	-		
延 人 員	28	28	

(注)開催場所別に計上している。

難病講演会26名, ピアカウンセリング2名

(9)在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和3年度)

開催回数	-
参加人数	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和3年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
4	4	4

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和3年度)

年齢	相談実人員	相談延人員
乳児	1	1
1～3歳未満		
3～6歳未満		
6歳以上	3	3
合計	4	4

(イ)疾患別内訳

(令和3年度)

年齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳児					1(食物)	-
1～3歳未満						-
3～6歳未満						-
6歳以上					3(皮膚炎, 食物)	-
合計	-	-	-	-	4	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和3年度)

開催回数	-
参加人数	-

## (11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)  
(令和3年度)

5
---

イ 相談内容

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	5
2 環境, 居住空間に関するもの (例) 建物, 駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	-
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	-
計	5
石綿健康被害救済給付に関するもの	5

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

## (12)森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和3年度)

相 談	-件
家 庭 訪 問	-件

イ 連絡会議等開催状況

(令和3年度)

開 催 回 数	1回
参 加 人 数	6人



## 11 母子保健対策

### (1) 特定不妊治療費助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計 (延件数)	243	74	156	13
実人員	157	51	98	8

### (2) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
件数	43	11	28	4

### (3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
連絡票件数	10	2	8	-
保健指導延人員	10	2	8	-

## 12 食品衛生対策

### (1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町	
計	2,977	963	1,712	302	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,014	341	591	82
	仕出し・弁当	345	89	215	41
	旅館	79	25	49	5
	その他	547	184	317	46
菓子(パンを含む)製造業	248	73	138	37	
乳処理業	-				
特別牛乳搾取処理業	-				
乳製品製造業	4	1		3	
集乳業	-				
魚介類販売業	207	69	120	18	
魚介類競り売り営業	5	3	2		
魚肉練り製品製造業	2	1	1		
食品の冷凍または冷蔵業	23	11	11	1	
缶詰又は瓶詰食品製造業(上記および下記以外)	7	4	3		
喫茶店営業	249	89	148	12	
あん類製造業	2		1	1	
アイスクリーム類製造業	8	1	5	2	
食肉処理業	4	1	1	2	
食肉販売業	52	18	27	7	
食肉製品製造業	7	2	1	4	
乳酸菌飲料製造業	-				
食用油脂製造業	2			2	
マーガリン又はショートニング製造業	-				
みそ製造業	10	3		7	
しょう油製造業	3	2		1	
ソース類製造業	4	3	1		
酒類製造業	6	1	4	1	
豆腐製造業	7	1	4	2	
納豆製造業	-				
めん類製造業	17	6	9	2	
総菜製造業	100	23	54	23	
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	7	2	2	3	
食品の放射線照射業	-				
清涼飲料水製造業	13	6	7		
氷雪製造業	5	4	1		

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町
計	628	231	361	36
飲食店営業	440	159	262	19
調理機能を有する自動販売機	8	4	4	
食肉販売業	19	10	9	
魚介類販売業	22	8	14	
魚介類競り売り営業	-			
集乳業	-			
乳処理業	1	1		
特別牛乳搾取処理業	-			
食肉処理業	4	2	2	
食品の放射線照射業	-			
菓子製造業	56	21	30	5
アイスクリーム類製造業	1	1		
乳製品製造業	-			
清涼飲料水製造業	3	1	2	
食肉製品製造業	-			
水産製品製造業	10	3	7	
氷雪製造業	-			
液卵製造業	-			
食用油脂製造業	-			
みそ又はしょうゆ製造業	1			1
酒類製造業	2	2		
豆腐製造業	8	4	3	1
納豆製造業	-			
麺類製造業	3	1	2	
そうざい製造業	40	14	19	7
複合型そうざい製造業	-			
冷凍食品製造業	1		1	
複合型冷凍食品製造業	1			1
漬物製造業	2			2
密封包装食品製造業	-			
食品の小分け業	5		5	
添加物製造業	1		1	

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町	
計	2,195	709	1,284	202	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	141	43	87	11
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	280	93	163	24
	乳類販売業	500	162	301	37
	氷雪販売業	46	14	29	3
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	77	28	44	5
販売業	弁当販売業	84	25	49	10
	野菜果物販売業	133	43	74	16
	米穀類販売業	89	23	56	10
	通信販売・訪問販売による販売業	27	7	17	3
	コンビニエンスストア	89	32	53	4
	百貨店、総合スーパー	45	13	27	5
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	71	32	31	8
	その他の食料・飲料販売業	319	107	177	35
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	4	3	1	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	5	2	3	
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	14	2	11	1
	農産保存食料品製造・加工業	59	13	38	8
	調味料製造・加工業	21	4	16	1
	糖類製造・加工業	1		1	
	精穀製粉業	10	4	5	1
	製茶業	13	5	6	2
	海藻製造・加工業	15	2	13	
	卵選別包装業	4		1	3
その他の食料品製造・加工業	45	14	26	5	
3項(上記以外のもの)において準用されるもの(改正法第68条第3項)	行商	4		4	
	業団給食施設	89	32	47	10
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	3	2	1	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	1		
その他	6	3	3		

エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町
計	306	93	193	20
加工水産物販売業	246	83	145	18
加工水産物製造業	46	9	36	1
魚介類等行商業	8		7	1
かき作業場	一類			
	二類	6	1	5

## (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	53	212	3,207
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	19	76	
集団給食	大量調理施設	22	88		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	56	168	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	428	856	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	468	936	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	137	137	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	1,975	1,975	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	224	224	
	食品販売業	食肉, 魚介類	1,141	1,141	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	971	486	
1回/2年	上記以外		1,500	750	
1回/3年	上記以外				
1回/4年	上記以外				
1回/5年	上記以外				
随時	器具又は容器包装製造施設				
合 計			6,994	7,049	3,207

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

### (3)食品衛生監視指導状況

#### ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		4,141	1,759	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,220	351	-
	仕出し・弁当	482	241	-
	旅館	98	20	-
	その他	661	139	-
菓子(パンを含む)製造業		293	206	-
乳処理業		1	7	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-
乳製品製造業		5	10	-
集乳業		1	4	-
魚介類販売業		366	197	-
魚介類競り売り営業		5	10	-
魚肉練り製品製造業		5	13	-
食品の冷凍または冷蔵業		30	45	-
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		8	10	-
喫茶店営業		383	89	-
あん類製造業		2	2	-
アイスクリーム類製造業		9	5	-
食肉処理業		7	8	-
食肉販売業		327	167	-
食肉製品製造業		7	22	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-
食用油脂製造業		3	2	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-
みそ製造業		12	-	-
しょう油製造業		4	2	-
ソース類製造業		4	-	-
酒類製造業		8	4	-
豆腐製造業		18	35	-
納豆製造業		-	-	-
めん類製造業		22	33	-
総菜製造業		127	95	-
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		11	2	-
食品の放射線照射業		-	-	-
清涼飲料水製造業		17	38	-
氷雪製造業		5	2	-

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	326	-
飲 食 店 営 業	/	201	-
調理機能を有する自動販売機	/	-	-
食 肉 販 売 業	/	15	-
魚 介 類 販 売 業	/	23	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	/	-	-
集 乳 業	/	-	-
乳 処 理 業	/	3	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	/	-	-
食 肉 処 理 業	/	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	/	-	-
菓 子 製 造 業	/	32	-
アイスクリーム類製造業	/	-	-
乳 製 品 製 造 業	/	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	/	2	-
食 肉 製 品 製 造 業	/	-	-
水 産 製 品 製 造 業	/	6	-
氷 雪 製 造 業	/	-	-
液 卵 製 造 業	/	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	/	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	/	1	-
酒 類 製 造 業	/	2	-
豆 腐 製 造 業	/	8	-
納 豆 製 造 業	/	-	-
麵 類 製 造 業	/	2	-
そ う ざ い 製 造 業	/	22	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	/	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	/	3	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	/	-	-
漬 物 製 造 業	/	2	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	/	-	-
食 品 の 小 分 け 業	/	4	-
添 加 物 製 造 業	/	-	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		-	825	-
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	/	40	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	/	52	-
	乳 類 販 売 業	/	129	-
	水 雪 販 売 業	/	3	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	/	27	-
販売業	弁 当 販 売 業	/	83	-
	野 菜 果 物 販 売 業	/	101	-
	米 穀 類 販 売 業	/	74	-
	通信販売・訪問販売による販売業	/	-	-
	コンビニエンスストア	/	9	-
	百貨店、総合スーパー	/	90	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	/	16	-
	その他の食料・飲料販売業	/	120	-
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	/	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	/	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	/	1	-
	農産保存食料品製造・加工業	/	4	-
	調味料製造・加工業	/	-	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	/	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	/	-	-
	製 茶 業	/	-	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	/	4	-
	卵 選 別 包 装 業	/	1	-
	その他の食料品製造・加工業	/	21	-
上記以外で準用されるもの(改正法による修正を含む)	行 商	/	-	-
	業 団 給 食 施 設	/	50	-
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	/	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	/	-	-
	そ の 他	/	-	-

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		603	297	-
加工水産物販売業		511	200	-
加工水産物製造業		75	71	-
魚介類等行商業		11	1	-
かき作業場	一類	-	-	-
	二類	6	25	-

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和3年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		743	-	
小 計		731	-	
魚 介 類		57	-	
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	-	-	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-	
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		38	-	
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		36	-	
乳 製 品		14	-	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)		-	-	
アイスクリーム類・氷菓		-	-	
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		36	-	
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		136	-	
菓 子 類		99	-	
清 涼 飲 料 水		71	-	
酒 精 飲 料		-	-	
氷 雪		-	-	
水		2	-	
かん詰・びん詰食品		2	-	
その他の食品		240	-	
添加物及びその製剤		-	-	
器具及び容器包装		-	-	
おもちや		-	-	
洗 浄 剤		-	-	
小 計		12	-	
生 乳		-	-	
牛 乳		8	-	
低 脂 肪 牛 乳		2	-	
加 工 乳		-	-	
そ の 他 の 乳		2	-	

(5) 集団食中毒発生状況

(令和3年度)

No.	発生日月	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
						該当なし				

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒



## 13 生活衛生対策等

### (1) 水道施設の監視状況

(令和3年度)

区 分		総数	三原市	尾道市	福山市	府中市	世羅町	神石高原町
行政区域内人口		752,397	91,317	133,549	465,402	37,864	15,634	8,631
計	施設数	3	-	-	-	1	1	1
	立入検査件数	4	-	-	-	1	1	2
	計画給水人口	44,905	-	-	-	30,000	10,900	4,005
	現在給水人口	41,574	-	-	-	28,767	8,683	4,124
上水道	施設数	2				1	1	
	立入検査件数	2				1	1	
	計画給水人口	40,900				30,000	10,900	
	現在給水人口	37,450				28,767	8,683	
簡易水道	施設数	1						1
	立入検査件数	2						2
	計画給水人口	4,005						4,005
	現在給水人口	4,124						4,124
専用水道	施設数	-						
	立入検査件数	-						
	現在給水人口	-						
簡易専用水道	施設数	-						
	立入検査件数	-						
小規模水道	施設数	-						
	立入検査件数	-						

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和3年3月31日現在である。

(注2)施設数は、令和2年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3)立入検査件数は令和3年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道に含めないが、施設数、立入検査数に含む。

(注5)保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

### (2) 狂犬病予防業務の状況

(令和3年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町
登録頭数	12,204	4,881	6,325	998
	(786)	(394)	(334)	(58)
予防注射頭数	8,578	3,498	4,355	725

(注)登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段( )内は、新規登録頭数である。

# 14 薬事対策

## (1) 薬事監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施 設 数				立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	三原市	尾道市	世羅町			
計	1,063	422	571	70	252	23.7	
薬 局	162	53	103	6	87	53.7	
（うち健康サポート薬局）	(12)	(7)	(5)	(-)	(-)	(-)	
地域連携薬局	4	3	1	-	3	75.0	
専門医療機関連携薬局	-	-	-	-	-	-	
薬局製造販売業（薬局製造業）	4	4	-	-	-	-	
医薬品販売業	小 計	85	31	48	6	37	43.5
	店舗販売業	55	20	30	5	24	43.6
	卸売販売業	30	11	18	1	13	43.3
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-
	特例販売業	-	-	-	-	-	-
一般	-	-	-	-	-	-	
駅構内売店	-	-	-	-	-	-	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	148	63	80	5	44	29.7	
管理医療機器販売業・貸与業	660	271	336	53	81	12.3	
再生医療等製品販売業	4	-	4	-	3	75.0	

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

## (2) 毒劇物監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施 設 数				立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	三原市	尾道市	世羅町			
計	206	69	124	13	62	30.1	
製 造 業	8	4	4	-	8	100.0	
輸 入 業	-	-	-	-	-	-	
販 売 業	小 計	192	63	116	13	50	26.0
	一 般	147	53	89	5	31	21.1
	農 業 用 品 目	44	10	26	8	19	43.2
	特 定 品 目	1	-	1	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	6	2	4	-	4	66.7
	電 気 め つ き 事 業	1	1	-	-	1	100.0
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	4	1	3	-	3	75.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	1	-	1	-	-	-

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和3年度)

区分	施設数等				立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	三原市	尾道市	世羅町			
計	1,474	539	873	62	324	22.0	
麻薬	小計	306	109	186	11	127	41.5
	家庭麻薬製造業者	-	-	-	-	-	-
	卸売業者	5	-	5	-	9	180.0
	小売業者	138	47	86	5	72	52.2
	病院	23	11	11	1	20	87.0
	一般診療所	115	33	77	5	21	18.3
	歯科診療所	1	-	1	-	-	-
	飼育動物診療施設	15	9	6	-	3	20.0
	研究者	9	9	-	-	2	22.2
大麻	研究者	3	3	-	-	-	-
向精神薬	小計	594	218	350	26	132	22.2
	卸売業者	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売業者	30	11	18	1	11	36.7
	免許みなし薬局	162	53	103	6	77	47.5
	小売業者	-	-	-	-	-	-
	病院	23	11	11	1	20	87.0
	一般診療所	212	70	133	9	21	9.9
	歯科診療所	127	52	70	5	-	-
	飼育動物診療施設	38	19	15	4	2	5.3
試験研究施設	2	2	-	-	1	50.0	
覚醒剤	小計	3	3	-	-	1	33.3
	施用機関	-	-	-	-	-	-
	研究者	3	3	-	-	1	33.3
覚醒剤原料	小計	568	206	337	25	64	11.3
	取扱者	6	1	5	-	5	83.3
	薬局	162	53	103	6	42	25.9
	病院・診療所	362	133	214	15	16	4.4
	飼育動物診療施設	38	19	15	4	1	2.6
研究者	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設数は、令和3年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる。「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされる。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に

(4) 医薬品収去検査状況

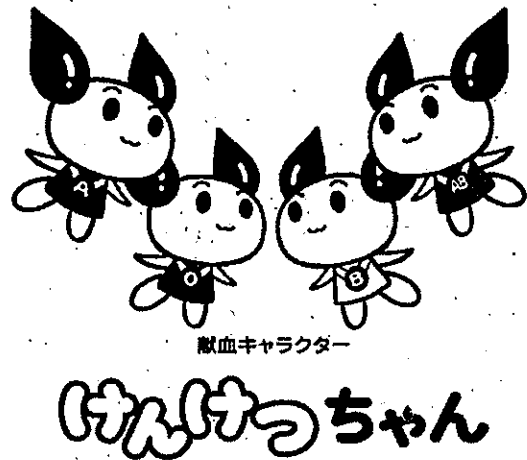
(令和3年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験				
定量試験	ネオスチグミンメチル硫酸塩	1		

(5) 献血状況

(令和3年度)

区 分		総数	三原市	尾道市	世羅町
受付者数		4,489	2,128	2,293	68
献 血 者	計	3,880	1,854	1,967	59
	200mL	60	22	38	-
	400mL	3,820	1,832	1,929	59



(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(6) 温泉監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数						立入検査件数	監視指導率(%)	
		総数	三原市	尾道市	福山市	府中市	世羅町			神石高原町
計		85	16	23	33	6	6	1	3	3.5
温 泉	源 泉	85	16	23	33	6	6	1	3	3.5
	利 用 施 設	-								-

(注1) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

# 15 環境保全対策

## (1) 公害関係特定施設の状況

(令和4年3月31日現在)

区分		工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	253	629	30	(276) 61	-	-	-
	法による届出	225	465	22	(161) 39			
	条例による届出	28	164	8	(115) 22			
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	20	3	(51) 8	-	-	-
	法による届出	5	20	3	(51) 8			
一般粉じん	計	124	476	13	(150) 73	-	-	-
	法による届出	33	156	4	(46) 36			
	条例による届出	91	320	9	(104) 37			
特定粉じん	計	13	-	13	(15) 15	4	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)			
	排出等作業届出	13	/	13	(15) 15	4		
水銀	計	8	13	1	(3) 2	-	-	-
	法による届出	8	13	1	(3) 2			
ダイオキシン類	法による届出	26	37	3	(7) 5		1	1
水質汚濁	計	1,128	/	63	42	9	-	-
	法による届出	975	/	51	38	9		
	条例による届出	153	/	12	4			
	法による許可	77	/	27	34	5		

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の( )内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

## (2) 土壌汚染対策の状況

(令和4年3月31日現在)

区分		許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
汚染土壌処理業	/	/	/	/	/	/	
法による届出	/	/	50		1		
法による申請	/	/	2	2	/	/	
条例による報告	/	/	5				

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	33	2	3	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和3年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和3年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい 塵 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	48	-	48	-	1	9	-	38	-	-
	(調査指導延件数)	(-)	(48)		(1)	(9)		(38)		
処 理 済	48	-	48		1	9		38		
翌年度へ繰越	-	-	-		-	-		-		

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を送付した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和3年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対 応 件 数	22	13	9

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

# (6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和4年3月31日現在)

項目	市 町	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
硫黄酸化物		5	5	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
うち簡易測定法		4	4	-	-
窒素酸化物		14	6	8	-
		(3)	(2)	(1)	(-)
うち簡易測定法		11	4	7	-
一酸化炭素		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
光化学オキシダント		2	1	1	-
		(2)	(1)	(1)	(-)
浮遊粒子状物質		3	2	1	-
		(3)	(2)	(1)	(-)
微小粒子状物質		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
炭化水素		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
降下ばいじん		10	4	6	-
		(-)	(-)	(-)	(-)
浮遊粉じん		-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)
風向 風速		3	2	1	-
		(3)	(2)	(1)	(-)
温度 湿度		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
日射量		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)

(注) 下段( )内は、県有施設の再掲。

## <光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和3年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	本郷・河内	-							
	三原	2			1	1			
	尾道	-							
	松永	-							
	備北	-							
注 意 報	本郷・河内	-							
	三原	-							
	尾道	-							
	松永	-							
	備北	-							

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

## 緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等



(7) 環境調査の実施状況

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 (湖沼を含む)	小原橋上(沼田川)	12
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
		海 域	
濁	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3
		須波海浜公園	3
		しまなみビーチ	3
		地 下 水	三原市2ヶ所, 尾道市1ヶ所, 世羅町1ヶ所
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	潮止め堰上(沼田川), 大田川, 燧灘北西部(35-8)(35-21)	1
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 調 査	三原宮沖町	12
	アスベストモニタリング調査	三原宮沖町, 解体現場, 廃棄物処理施設	5
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ ジ ン 類	大 気	三原宮浦公園, 尾道東高校	2
	水 質	燧灘北西部(35-40)	1
	底 質	燧灘北西部(35-40)	1
	土 壌		

## 16 廃棄物対策

### (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総数	三原市	尾道市	世羅町
し尿処理施設	施設数	5	1	3	1
	立入検査件数	-	-	-	-
ごみ処理施設	施設数	16	3	9	4
	立入検査件数	-	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	5	1	4	-
	立入検査件数	-	-	-	-
公共下水道 終末処理場	施設数	6	2	3	1
	立入検査件数	3	1	1	1
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	36	12	22	2
	立入検査件数	22	10	11	1

(注)立入検査件数は、令和3年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	479	-	17	78	9	255	3	8	-	-	-
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	422	-	17	69	6	230	2	8	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	39	-	-	8	1	42	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	57	-	-	9	3	25	1	-	-	-	-
中間処理業(c)	48	-	-	7	2	20	1	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	6	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-
産業廃棄物A 小計(a + b)	440	-	15	71	8	232	3	8	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	386	0	15	62	5	207	2	8	0	0	0
うち積替え保管を含むもの('a)	38	0	0	8	1	37	0	0	0	0	0
処分業(b ; b = c + d + e)	54	-	-	9	3	25	1	-	-	-	-
中間処理業(c)	45	0	0	7	2	20	1	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	6	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	3	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物B 小計(a + b)	39	-	2	7	1	23	-	-	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	36	0	2	7	1	23	0	0	0	0	0
うち積替え保管を含むもの('a)	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
処分業(b ; b = c + d + e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。  
 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。  
 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。  
 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。  
 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。  
 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	登 録・許 可 者 数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	36	1	3	-	2	6
フロン類回収業	18	-	-	-	-	1
解 体 業	10	-	-	-	-	-
破 碎 業	4	-	-	-	-	-
合 計	68	1	3	-	2	7

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和3年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
	事業者	処分量	うち熱回収	事業者	処分量	事業者	処分量	事業者	処分量	廃止		その他		事業者	処分量
										事業者	処分量	事業者	処分量		
施設数合計	126	14	112	-	-	8	-	-	-	-	1	-	35	-	4
中間施設数	100	-	100	-	-	8	-	-	-	-	1	-	30	-	4
中 間 施 設 数	汚泥	脱水	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃油	油水分離	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	17	17	-	-	2	-	-	-	-	-	-	12	-
		焼却	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	木くず・がれき類	破碎	59	59	-	-	6	-	-	-	-	-	-	18	-
焼却		5	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	26	14	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	
安定型	23	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	
	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分量)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分量の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和3年度)

事業番号	事業内容	調査件数等				指導件数					指導内容				
		実施事業所数	調査等延べ件数 うち中間処理施設	うち埋立処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
1	有害物質排出事業所立入検査	2	3												
2	公害防止協定事業所立入検査	1	1												
3	産業廃棄物処理業立入検査	58	127	96	60										
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者													
		処理業者	14	24		24	52		1		1	7	8	4	4
5	建設業立入検査	13	15												
6	県外産廃事前協議確認立入検査														
7	医療廃棄物排出事業所立入検査														
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	3	3												
9	焼却施設立入検査	5	10			10									
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2回	29台												
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	1回	1件												
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	4件												
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	5件												
14	スカイパトロールのフォローアップ調査														
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	27	36				1		5	7	12	8	4	
		処理業者	11	55	45	27			1		1	7	8	4	4
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	1											
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	4	5	5											
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	1	1	1											
19	その他事業所立入検査														
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	1	1											
		許可業者	1	1											
合計		147	322	148	111	62	-	-	3	-	7	21	28	16	12

産業廃棄物事業等による立入件数	91件
-----------------	-----

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、未所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事業等による立入件数は、事業等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事業等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和3年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	563	563	15	岐阜県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 島根県, 鳥取県, 岡山県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	汚泥, 廃油, 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 動植物性残渣, 金属くず, ガラスくず, がれき類	日本道路㈱, 広島中央アスコ㈱, 藤鷲工業㈱, 前田道路㈱, ㈱岩村鋼材, ㈱尾道開発, ㈱中国開発, ㈱吾城, ㈱三光建設, ㈱モトヒロ	0	—
	特管	2	2	2	岡山県, 山口県	汚泥, 可燃性廃油	㈱尾道開発, ㈱中国開発	0	—
	計	565	565	17		計 11 種類		0	—
最終処分	産廃	3	3	3	滋賀県, 兵庫県, 鳥取県	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, 陶磁器くず, がれき類	岩多陸運㈱, ㈱モトヒロ, 藤鷲工業㈱	0	—
	特管	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	3		計 5 種類		0	—

- (記入要領) 1. 令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に処理した件数について記入すること。  
 2. 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。  
 3. 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和3年8月4日	尾三地域産業廃棄物対策推進協議会	書面開催	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部建設事務所三原支所・東部厚生環境事務所	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県における不法投棄対策等について</li> <li>・令和2年度管内の不法投棄・野外焼却について</li> <li>・管内市町における不法投棄防止体制の整備について</li> <li>・令和3年度産業廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について</li> </ul>



## V その他の資料



その他の資料

1 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(注)支所管内分を除く。

(令和4年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定員	TEL	設 置 年 月 日	施設の種類等
介護 保 険 の 施 設	(医)仁康会本郷中央病院介護医療院	794-0414	三原市下北方一丁目7番30号	(医)仁康会	41	(0848)86-6780	R2.4.1	介護医療院
	(社医)里仁会介護医療院白龍湖	729-1321	三原市大和町和木1504番地の1	(社医)里仁会	100	(0847)34-1218	R1.9.1	
	(社医)里仁会介護医療院仁生苑	723-0053	三原市皆実三丁目3番28号	(社医)里仁会	110	(0848)64-4111	R1.9.1	
	因島総合介護医療院	722-2323	尾道市因島土生町2561番地	日立造船健康保険組合	8	(0848)22-2552	R3.3.1	
	介護医療院みのり	726-0003	府中市元町43番地1	医療法人社団陽正会	82	(0847)45-4571	R3.12.1	
の 施 設	三原市医師会病院	723-0051	三原市宮浦一丁目15番1号	(社)三原市医師会	26	(0848)62-3113	H12.3.30	介護療養型医療施設
	(医)社団回生会永井医院	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田349番地の7	(医)社団回生会永井医院	7	(0845)27-0020	H13.6.1	
	よしはら内科外科リハビリテーションクリニック	722-0062	尾道市向東町8681番地の1	(医)吉原胃腸科外科	10	(0848)45-0007	H12.3.22	
	山本病院	729-0141	尾道市高須町735番地	木村 邦夫	39	(0848)46-0634	H12.3.10	
保 健 活 動 の た め の 施 設	三原市役所	723-8601	三原市港町三丁目5-1	三原市	—	(0848)67-5934	H9.11	市町保健センター
	三原市本郷保健福祉センター	729-0417	三原市本郷南五丁目23-1	三原市	—	(0848)86-3609	S62.2	
	三原市久井保健福祉センター	722-1412	三原市久井町和草1906-1	三原市	—	(0847)32-8551	H7.12	
	三原市大和保健福祉センター	729-1321	三原市大和町和木1538-1	三原市	—	(0847)34-0960	H4.11	
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	—	(0848)24-1960	S58.6	
	尾道市御調保健福祉センター	722-0311	尾道市御調町市107-1	尾道市	—	(0848)76-2235	H9.2	
	尾道市因島総合福祉保健センター	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1	尾道市	—	(0845)22-6562	H30.4	
	尾道市瀬戸田福祉保健センター	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	尾道市	—	(0845)27-3849	S61.4	
	世羅町世羅保健福祉センター	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	世羅町	—	(0847)25-0134	H8.5	
そ の 他 の 施 設	(株)オーエムエル	722-0073	尾道市向島町12384-4	(株)オーエムエル	—	(0848)44-3665	H5.7	衛生検査所
	尾道市母子・父子福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5 (尾道市総合福祉センター)	尾道市社会福祉協議会	—	(0848)22-8385	S58.6	母子・父子福祉センター

2 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
運 携 の た め の 団 体	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011	地域保健対策協議会
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	歯科衛生連絡協議会
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960.	
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127	
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6234	献血推進協議会
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)63-0570	民生委員児童委員協議会
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内	(0848)38-9122	
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター福祉課内	(0847)25-0072	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内	(0847)47-1294	
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	(0847)85-2330	社会福祉協議会
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1三原市総合保健福祉センター	(0848)63-0570	
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385	
	世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	(0847)22-3162	
職 能 団 体	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	(0848)62-2283	医師会
	尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151	
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	(0845)24-1210	
	世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷614-1 うらべ医院内	(0847)25-0116	
	三原市歯科医師会	723-0003	三原市中之町1-23-20 田淵歯科医院内	(0848)67-4976	歯科医師会
	尾道市歯科医師会	722-0017	尾道市門田町2-39 三藤歯科医院内	(0848)23-5533	
	因島歯科医師会	722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	(0845)24-3648	
	竹原・豊田歯科医師会	722-2413	尾道市瀬戸田町沢163-16 瀬戸田村上歯科医院内	(0845)27-4195	
	御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町大字本郷字川口30-7 谷川歯科医院内	(0847)22-5222	薬剤師会
	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	(0848)64-8079	
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	(0848)20-0353	
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	(0845)22-0792	看護協会
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	(082)423-7340	
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	(0848)64-1616	栄養士会
	公益社団法人 広島県栄養士会備後支部	722-8508	尾道市平原町一丁目10-23 広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	(0848) 22-8111	
	三原栄養士会	729-0414	三原市下北方一丁目7-30 医療法人仁康会 本郷中央病院	(0848)86-6780	
	尾道地区病院栄養士会	722-0062	尾道市向東町12255-1(社福)華野福祉会 高齢者ケアセンターはなの苑	(0848)20-6320	
尾道地域栄養士会	722-0336	尾道市御調町江田447	(0848)76-1110	歯科衛生士会	
広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	723-0015	三原市円一町3丁目9-195	(0848) 67-5588		
広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	(0848)62-3434		獣医師会

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
自 主 組 織	三原食品衛生協会	723-0015	三原市門一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	食品衛生協会
	尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130	
	因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田原町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	(0845)22-3259	
	三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6053	食生活改善推進協議会
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134	
	三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)67-5830	公衆衛生推進協議会
	尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	
	三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5232-0656	断酒会
	尾道断酒うず潮会	722-0055	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437	
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011	薬物乱用防止指導員地区協議会
	三原市母子保健推進員会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	母子保健推進協議会
	世羅町母子保健推進員	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0295	
	そ の 他 の 団 体	リウマチ同病者「すみれ会」	723-0064	三原市西宮一丁目24-10	(0848)64-2536
心臓病の子どもを守る会		723-0051	三原市宮浦一丁目16-8	(0848)63-5412	
ひまわり友の会 備後支部		725-0013	竹原市吉名町4966-2	090-2804-9005	アレルギーの会
三原アレルギーの会ひだまり		729-0414	三原市下北方1丁目2-12 三原市社会福祉協議会本郷地域センター	(0848)86-3607	